

平成16年12月2日(木曜日)第4回定例会

出席議員(20名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
6番	松田孝	議員	7番	猪倉謙太郎	議員
8番	石川忠義	議員	9番	鈴木賢也	議員
10番	荒木春吉	議員	11番	柏倉信一	議員
12番	高橋勝文	議員	13番	伊藤忠男	議員
14番	高橋秀治	議員	15番	松田伸一	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	那須稔	議員
20番	遠藤聖作	議員	21番	新宮征一	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	大泉慎一	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
芳賀友幸	庶務課長	鹿間康	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
斎藤健一	市民課長	有川洋一	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	佐藤昭	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	石川忠則	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
熊谷英昭	管理課長	菊地宏哉	学校教育課長
鈴木英雄	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	小松仁一	事務局長

事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

平成16年12月第4回定例会

議事日程第3号

平成16年12月2日(木)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第4回定例会

午前9時30分開議

平成16年12月第4回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

一般質問通告書

平成16年12月2日(木)

(第4回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
7	学生議会開催について	今、地方は国の三位一体の改革を受け厳しい財政状況にあり、新たなまちづくりの展開にも少なからず影響を及ぼしている。このような中、よりよいまちづくりを推進するには、これまで以上に市民の協力が必要である。特に次代を担う中・高生も主役となるべきであり、まちづくりへの参加を促すうえでも学生議会の開催が有効と考えるがどうか	4番 煤 津 博 士	市 長 教育委員長
8	住民立案によるまちづくりの推進	私たちの住む寒河江市は様々な特色ある施策を展開し、全国に注目される自治体に成長した。今後さらなる活性化を図るうえで、市民立案による施策を積極的に取り入れていくべきと思うがどうか		市 長
9	政治姿勢について	重ねて、チェリークア・パークなどの土地開発公社への委託の実態と、問題及び財政課題について	17番 川 越 孝 男	市 長

10	環境問題について	多目的水面広場の環境に対する配慮と事業の見直しについて 庁舎内の環境問題について 地球温暖化防止対策に対する対応について 地球温暖化防止対策に対する学校での対応について 環境教育に対する学校での取組について	15番 松田伸一	市長 教育委員長
11	メディアリテラシーについて	小学校や中学校での対応について		教育委員長
12	市政について	行財政改革（案）の進行状況について 来年度予算編成の基本方針について	20番 遠藤聖作	市長

再　　　　　開　　　　　午前9時30分

佐竹敬一議長　おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

煤津博士議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号7番、8番について、4番煤津博士議員。

〔4番 煤津博士議員 登壇〕

煤津博士議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、またこの質問について関心をお持ちの市民を代表し、以下の質問をさせていただきますので、よろしく御答弁お願いいたします。

通告番号7番、中学生、高校生を対象とした学生議会開催についてであります。

本年、寒河江市は市制施行50周年を迎えることになりました。現在の寒河江市は昭和29年8月1日に1町4カ村の合併でなり、全国431番目の市として誕生いたしました。後の11月1日に白岩町、三泉村が新たに加わり、人口4万3,000人の県下第5位の一大都市が出現したと当時の市報さがえに掲載されております。

このように大きな節目に当たるとき、本市において新たな合併に向け1市2町で前向きに検討されてきましたが、法定協議会移行直前にして実を結ぶことができず、新たなまちづくりに自分の持てる能力を傾注しようとしていた私にとって大変残念でなりませんでした。

これを受け、寒河江市では大胆な行財政改革、独自のよりよいまちづくりを念頭に、平成18年度からの実施に向けた第5次振興計画の策定が急ピッチで進められております。しかし、国の不透明な三位一体の改革は、この策定においても大きな影響を与えております。このように厳しい財政運営は当市も例外ではなく、よりよい地域の構築にはこれまで以上に市民参加のまちづくりが重要になってきています。また、少子・高齢化に歯どめがかからない現在、次代を担う子供一人一人が主役となってまちづくりに取り組む必要性も高まってきております。

このように半世紀が過ぎ、新たなまちづくりがスタートしようとしているとき、次代を担う子供たちはこの背景をどのように受けとめ、自分の暮らすこの町の将来についてどのような夢を描いているのでしょうか。

近年、子供の素直な考えや意見を聞き政治に生かすべく、子供議会や学生議会を開催している自治体が大変多くなってまいりました。まさに、子供や学生が一市民としてまちづくりに参画してきております。

その例の一つ挙げさせていただきますと、北海道の札幌市と旭川市の間にある奈井江町では昨年10月、周辺市町との合併問題をめぐる住民投票が行われました。その投票権は小学5年生以上であり、全国で初めて小学生が参加する住民投票が行われたことは皆さんも御承知のことと思います。住民投票に参加した子供たちは、「緊張したけれども投票できてうれしい」「難しかったけれども、大人と同じにできてよかった」と言っております。

奈井江町は昨年3月、子どもの権利に関する条例を定めました。その条例を決めていく過程で、町長みずから小学5、6年生と話し合いを重ね、子供たちは子供たちなりにきちんと判断できるんだと実感したと言っております。今回の投票もそれらを受けて実施されたものでした。私は、子供たちが学校や地域のまちづくりに参加したという経験から、一人の町民として喜びや責任を感じている姿に考えさせられるものがありました。皆さんはどのように受けとめられましたか。

現在、子供たちを取り巻く生活環境は日々変化しております。その変化の速度も戦後の高度経済成長とともに速度を増し、パソコンや携帯電話の急速な普及、IT化に伴い一層加速されております。このような中、子供たちはたくさんの知識や情報を即座に入手することが可能になっており、私たち大人が驚かされることもしばしばです。私たちが子供たちと会話をしているとき、大人の知らないことが話し出されたり、逆にそれらを教えてもらう経験がある方は多いのではないのでしょうか。

感性豊かで素直な子供の声に、大人が先入観なく耳を傾け、意見を尊重し、子供同士がお互いの連携の中から課題解決を自主的に図ることができる場の提供は大切であります。そして、私たち大人はそれらをバックア

ップしてやる必要性もあるのではないのでしょうか。私たち大人が当たり前と決めつけていることが、子供にとっては負担になっていたり、逆に考えもつかないことに着眼し、私たち大人に提案してくれるかもしれないのです。

これまでも国や地方自治体は、教育課題が山積する中、子供のよりよい成長を願い、教育や子育て環境整備などに取り組んでまいりました。学校、家庭、地域が連携して総合的な学習の時間も積極的に活用され、子供たちの個性や感性がはぐくまれ、教科書以外のまちづくりやボランティア活動など社会参加の機会が大変ふえております。また、高校生が町の活性化を図るために独自のアンケート調査などを行い、結果に基づいて研究発表を行っているところもあります。

子供も一人の市民として、自分の身の周りの問題や未来の寒河江のビジョンについて、主体的に意見を表明できるステージの一つとして学生議会は大きな意味を持っていると確信いたします。学生議員としての活動を通して行政や市議会の仕組みを学び、身近な問題から自分たちが暮らす地域や将来のまちづくり等幅広い諸課題について、自由な発想や視点からとらえた意見を発表してもらい、ともに考え、ともに学ぶことは大変意義があります。それらを経験することにより、子供たちが近い将来社会人になったときに、夢と希望を持って寒河江のまちづくりのリーダーとなっていただけなことでも期待できるのではないのでしょうか。

先ほども触れましたが、大胆な改革が必要とされている転換期を迎え、子供からお年寄りまで多くの市民が一つになって知恵を出し合い、よりよいまちづくりに取り組まなくてはなりません。また、それを実現するには既成の概念にとらわれないさまざまなチャレンジが必要であります。次代を担う子供たちに子供たちの目線で、素直で大胆な意見を発言してもらう機会を設け、中長期的に、より快適なまちづくりが展開されるよう学生議会開催を提案させていただきます。これにつきまして、市長並びに教育委員長の前向きな御所見をお伺いいたします。

次に、通告番号8番、先ほどの質問とある意味関連性がありますが、住民立案によるまちづくりの推進についてお伺いいたします。

ここ寒河江は恵まれた自然環境の中で、佐藤市長の斬新で適切なかじ取りのもと、花咲かフェアやフラワーロードの植栽、維持管理など市民と一体となってまちづくりを行い、さまざまな面で全国から視察に訪れるなど注目される自治体となりました。このことは、寒河江に住む一市民として大変誇りであると同時に、今後のまちづくりへの励みともなっております。そして現在、これまで順調に進められてきた駅前開発は、今年度完成の運びとなり全体像が見えてまいりました。

この寒河江駅は、だれも考えつかないような駅舎を移転、駐車場や公園なども整備され、商店街の活性化にも結びつくよう配慮されております。また、寒河江の元気の源になっている神輿をアピールする神輿会館も建設され、寒河江を県内外に大きく発信する拠点となりました。

そして、本年、平日開催となった寒河江神輿祭り、心配された観客数も多く、メイン会場となった神輿会館と駅前は大変なにぎわいとなり、担ぎ手も大いに刺激され大変な盛り上がりを見せました。神輿の祭典の成功を確信した佐藤市長のあいさつは、うれしさがにじみ出るかのように力強く、私の脳裏にしっかりと焼きついております。

このように、市民が元気になるような施策のもと、さまざまな事業が展開されておりますが、今年度整備が終わる寒河江の顔である駅前市街地などを有効に、かつ一層活性化するようなことができないものかと私は考えておりました。

このような折、ことしの9月に会派の行政視察を実施させていただいたのですが、その一つに、観光振興に力を注いでいる北海道の小樽を訪問、研修させていただきました。

小樽と言えば皆様も御承知のとおり、運河を拠点として観光客を誘致しているわけですが、屋台村ができたということを知り、どのようなものか大変興味がわきました。設置場所はアーケード通りの商店街に面しており、その一角の空き店舗を解体してスペースを確保し10軒ほどの屋台が立ち並ぶものでした。1軒の店舗は3

坪ほどで、客が5名から6名しか入店できない小さなものでしたが、その店舗の並ぶ中心に共有のスペースがあり、そこにテーブルとイスを置いて外でも飲食できるようになっていました。また、トイレも仮設でありながら大変きれいな水洗トイレで、私たちの想像していた屋台とは全く異なり、現代風にアレンジされた清潔感漂う素晴らしい屋台村でした。

そこを研修させていただいた私たち議員の大半が、寒河江駅前にもこんな屋台村のようなものができれば、より一層活性化できるのではないだろうかという話題で盛り上がったのでした。屋台村に興味を示した一人である私は、本市在住の青年数人にこのことについて説明し、意見を求めたところ、自分も出店したい、できたら楽しいだろうなどと大変関心を示してくださいました。確かに、屋台村を駅前に出店させるということは、従来の目的から逸脱して寒河江市のイメージとは合わないとい喝されるかもしれません。しかし、新たなまちづくり、寒河江の町の活性化に向けた一施策としては大変引かれるものがあります。

このように、屋台村設置はあくまでも一例であります。新たな発想を市民に問い、行政と手を取り合い実現できるならば、より一層楽しいまちづくりができると考えます。また、ある意味、現下の厳しい経済情勢を受け、新たな産業の創出が望まれていることなどから、新規分野の開拓にも一役買えるのかもしれません。

このようなことから、自分たちが住んでいる寒河江の活性化に向けやってみたいこと、そして現実に展開できる事業などを市民立案型として積極的に取り入れるべきと考えております。そして、自由な発想で真剣に取り組もうとしているものが提案されれば、行政としてもでき得る限りサポートはしなければならぬと考えます。新たな魅力を創造できる寒河江、夢を継続して描ける寒河江であり続けるためにも、真剣に取り組むべき課題であると考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

また、これらの提案など市民の声の窓口を広くするためにも、現在設置されている市政ポストと併用して、寒河江市のホームページから簡単にアクセスできるよう設定すれば有効と考えますが、この件に関しても市長の御所見をお伺いし、第1問とさせていただきます。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えします。

まずは、学生議会の問題でございます。

私のまちづくりに対する基本的な考え方といたしましては、市民の皆さんとの対話を生かし、機会あるごとに多くの方々に耳を傾け、よりよいまちづくりの実現に向けて取り組んでまいりました。

その中には、大人の皆さんの御意見や御希望もありましたし、子供たちの考えや夢、希望を聞かせてもらったこともあり、それを真摯に受けとめ、実現に向けて鋭意取り組んできたところでございます。今、本市がこのような類を見ない発展をしておりますのは、市民の皆さんからの率直な御意見を市政に取り入れながら、まちづくりに生かしてきたおかげと思っております。

議員の御質問にありましたように、今の子供たちは私たちが過ごした時代に比べますと、情報化社会の急速な進展により、たくさんの知識や情報を入手できるようになっているようでございまして、中には大人顔負けの知識や情報を持つ子供もいるようでございます。また、素直な子供らしい一面も持ち合わせておりますし、子供ならではの柔軟な考え方や大胆な意見というものを私は時折聞いております。子供のそうした意見を素直に受け入れてまいりたいと思うところでございます。子供たちが今日の寒河江というものに目を向け、そして将来の夢を語る中で興味や関心の持てるまちづくりということを考える必要があると思っております。

御提案の学生議会の開催ということでございますが、まずは子供の意見、要望をどの場で取り上げ聞くかという観点から申しあげれば、これまで市報において12年間、ヤングトークというコーナーで10代から20代の自由な意見を述べる機会を設けてまいりましたし、さらに時には、市内の小学校において自由研究で得た成果を子供たちが披露し、私や招かれた職員に率直な意見を述べ、それに答えるということもやってまいりました。

議員がおっしゃるように新たに学生議会の開催をするということは、子供の意見や考えを聞くまた一つの方法かと思うところでございます。また、実際に開催した他市町の状況を見ましても、主催が市や町であったり、教育委員会であったり、議会とその他の団体の共催であったりとさまざまであるようでございます。このようなことから、議会の開催となりますと学校との調整や開催方法、あるいは開催の目的というものを明確にしなければなりませんし、単なるイベント的なものとして終わることのないように考えなければならない面があるかとも思います。でも、この学生議会という趣旨とするところがうなずけることから、前向きに十分に検討しなければならぬとこのように思っております。

それから、住民立案型としての施策提言の御質問がございました。

私は、市民の皆さんからの市政に対する積極的な提言は、大いに歓迎しているところでありますし、寒河江の町のなお一層の活性化に結びつけるものなら、なおのことであると思っております。

今、市は第5次寒河江市振興計画を、本年度と来年度にかけて策定しようと準備を進めているところであります。地方の新時代に向けた行政の対応、あるいは元気な町、元気の出る安定した生活のできるまちづくりを行ってまいりたいと考えているところでございます。新たな自由な発想により新しい時代を迎え、市民一人一人が夢と希望に満ちた社会を享受できるよう、振興計画に反映させてまいりたいと考えているところであります。

こうした社会を実現するためには、地方公共団体を取り巻く状況というものを踏まえ、実現に向けて推進しなくてはなりません。これからの行財政運営というものは、自己決定、自己責任による自律した市政ということから考えていかなければならない時代となっているわけでありまして、真に必要な事業をみずから選択し、市民と行政との協働により事業を展開していかなければならないものでございます。

そういうようなことから、市民の発想、あるいは企画というものは、特に若い方々から出てくる発想というふうなものは、全く行政では思いもつかないようなものがあるわけでございまして、奇抜と言っているような

ものもあろうかと思えますし、いろいろなほかには見られないようなイベントなどあろうかと思えますけれども、ハード、ソフト、あらゆる面にかかわらず全国的に市というものをアピールできるような、あるいは市を発展させるような、そしてまた地域を変えるというようなものにつながるということも考え合わせるならば、そしてまた現在、グラウンドワークのごとき企画立案という段階から、この発想をもとに地域づくりということが数多く本市にはあるわけがございます。

それにおきましては、行政といたしましてもサポートすれば対外的にも、あるいは他から見た目も信頼というような分野というものがプラスになってくるだろうとこのように思っておりますので、こういう発想、あるいは立案というものがたくさんある中で、市の発展につながっていくようにしたいとこのように思っております。

それで、ホームページのアクセスのことでございますが、現在の市のホームページには提言コーナーなどは設けておりませんが、ホームページのトップには市役所のアドレスがありますので、市のホームページにアクセスすれば、いつでも市に対する提言や御意見というものをメールで送っていただけるようになっております。これまでもホームページのメールを通して、インターネットの持つ利点を生かし、市民の方からはもちろんのこと、市外、県外の方からもさまざまな問い合わせや御意見をお聞かせいただいております。

いずれにしても、いろいろな形の中で寄せられたまちづくりに対する提言や提案、御意見につきましては、今後とも広く積極的にお聞きし、生かしてまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 学生議会の開催についての御質問にお答えいたします。

まちづくりや地域づくりを担うのは人であり、個性的で魅力的なまちづくりを進めていくためには、次代を担う若者の積極的の参画も大切であると認識しております。

現在、市内小中学校の子供たちは、花咲かフェアへの植栽協力や寒河江祭り神輿の祭典への参加、学校前の歩道及びフラワーロードの整備など、さまざまな形で積極的にまちづくりに参画していると考えております。

また、社会科の授業では小学校3年生から寒河江市についての学習が始まり、小学校6年生及び中学校では議会政治について学ぶなど、発達段階に応じた学習活動がなされております。

さらに、総合的な学習の時間などで市役所やハートフルセンター、クリーンセンターなどに出かけて調べ学習をし、市の様子や行政の仕組みなどを学習しております。その際に、子供たちは真剣に見学したり質問したりしながら、自分たちの意見や要望などを出していると聞いております。また、逆に、学校へ市職員を招き、子供たちが質問や意見を出すという活動も行われております。これらの学習活動の発展として、学生議会という形も考えられます。

しかし、これまで御説明申しあげました各学校のそれぞれの活動は、その学校の教育課程に基づいた目的があります。各学校では、目的を明確にした上で教育課程を編成しているわけですので、学生議会の開催を考える場合、まず各教科や総合的な学習の時間とのかかわりなど、学校の教育課程との接点を考えながら、学生議会開催の目的や開催の方法などを慎重に検討していかなければならないと考えているところであります。以上です。

佐竹敬一議長 榎津博士議員。

榎津博士議員 御答弁いただきまして、まことにありがとうございました。

確かに、開催するとなれば大変いろいろな課題もありますし、どのように開催するかという難しいところも考えられます。私は、この議会につきましてはパフォーマンスで終わらせたくないと思っていますし、自分が言った限りはどこまでも一生懸命バックアップさせていただきたいというふうに思っております。

皆様も御存じのとおりだと思うんですが、山形県内でも遊佐町ございますが、今少年議会と銘打ちまして活動しております。あそこは選挙で町長、議員を選ぶという全国にも注目されるような運営の仕方を行っておりますけれども、最初はちょっとパフォーマンスかなと私も思っておりました。しかし、だんだん実を結んできていると思っております。最近では空き店舗を利用して喫茶店の営業を始めました。その営業も当然中学生、高校生が対象でございますから土日の営業となりますけれども、地元の特産品の展示販売や、最近では地元でとれた野菜を展示して、それを販売すると。要はコミュニティーを図る場所の一つとして、町民の憩いの場になっていると聞いております。そして、その売上金を町の福祉団体に寄贈すると、ある意味では経営的な勉強をしているということも見受けられまして、大変意義のあることになってきたなというふうに見ております。

たまたまなんですが、10月の末に谷地高の生徒から私の家に電話がありました。突然だったんですけれども、その内容というのは、今寒河江市は活性化に向けてどのように取り組んでいますかというふうに突然私に聞かれて、どうしてそんなことを聞くんだということを問いかけましたら、山形県内の商業系の高校の研究発表会がありまして、そしてそのグループのテーマは「寒河江市と河北町の活性化について」ということをテーマにしているいろいろ研究しているんだと。それについてたまたま地元にいる議員だったものですから、どういう施策をやっているかということをお聞きしたということでした。

私は知っている限り、いろいろなさっき言った花咲かフェアとかフラワーロード、いろんな部分についてやっていることを話をしたんですけれども、逆にそのような研究発表を行う資料を私は見せていただきたくなりまして、後日その家を訪れ、資料をいただきました。その中には子供たちが真剣に町を活性化するためにアンケートをとってみたい、いろいろなことをやって、自分たちの目線で町の活性化に向けてさまざまなことが提案されておりました。

先ほど、教育委員長が言われましたいろんな総合的な学習とかをやっているのは私も重々わかっております。ただ、この研究発表がやるだけで終わっているんです。いいことをせっかくやっているんだしたら、それをバックアップしてやるのがすごく大事なことはないかなというふうに私は思ったのでした。

私も、この寒河江の町をよりよくしたくて議員にさせていただきました。夢をかなえるには、努力という積み木をこつこつ形にしていくなため構築して実現できるものだとは私は常々思っております。せっかく夢を描いて形が見えてきているのに、それで終わらせてしまう。それではやっぱりだめなのではないかなと。やはりちょっとした後押しが実現に向けて子供たちがやる気を起こす、そういうステージを与えてやるべきではないかというふうに思って、今回の質問をさせていただきました。

また、別な角度からは、議会を開催することによって緊張感や、寒河江がなぜフラワーロードで植栽をやっているかというその意味合いもわかっていただけではないか、そんなふうにも思っております。すべての面で寒河江の施策を周知していただいた上でいろんな行事やイベントに参加していく、そういうことが大変大事ではないか、人からしなくてはならないからするのだではなくて、自分が意味をわかっていくということはすばらしく大事なことはないかというふうに思っております。

ただ、難しいのはわかっておりますけれども、私が所属させていただきました青年会議所のメンバーの方も大変興味を示してございまして、一緒にやりましょうという話もいただいておりますし、何とか前に一歩前進できるようにお願いしたいと思います。そして、先ほど言った、パフォーマンスじゃないということは、一回やって成功するとも思っておりません。ある程度継続して形が見えてくるまで、軌道に乗るまで何とかお願い

いしたいと思いますが、この点につきまして市長さんにお考えをお聞きしたいと思います。

続きまして、住民立案型によるまちづくりも同様のことが言えると思っております。市民と知恵を出し合い、佐藤市長の常々言っておられます元気なまちづくりのきっかけになると考えております。

先ほど、例に出してありました小樽の屋台村でございますが、発案者である青年会議所OB会が開設したとのことでした。その開設の過程で行政の協力を得ようと何回も市役所に足を運び、打ち合わせを重ねたということでしたが、やはりさまざまな行政の縛りや手順の多さが立ちはだかりまして、前向きな回答をいただけないまま時間が過ぎ去ってしまったということでした。最終的には行政の協力を断念し、独自に進めた経緯があったようです。

私は、正直ありがちな話だなということでその話を聞きましたけれども、他地域に先駆け新しいことを取り入れてきた佐藤市長でありますので、よい提案があれば、先ほど前向きな回答をいただきましたけれども、そういう縛りばかりにとらわれず、当局とともに前向きな姿勢で対応していただけたらと思いますが、この件についてもお答えいただければ幸いです。以上、第2問とさせていただきます。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 では、第1問の方の学生議会、先ほども申しあげましたように、若い方らの意見というのはいろいろ、我々の考えつかないようなものが出てこようかと思えます。

それを行政だけ聞くんじゃなくて、みんなに聞いてもらって、こういうものを持っているんだよと、今の若い者、今の若い者と言うけれども、こういう考えもあるんだよと、あるいはこういう非常に町のことも考えておるんだよというようなことをみんなに知らしめるということも、それが子供たちの励みにもなるんだらうと思っております。

そういう意味では、前向きに検討させてもらって、ただ一回限りのイベントとかパフォーマンス的なものに終わらないようなものにしていけば、やっぱりやる方でも、参加する子供たちもやっぱりそれなりに気持ちを固めていらっしゃるんじゃないかなと、このように思っております。

それから、住民の企画立案、自由な発想のもとでの考え方をどのように生かすかということでございますけれども、やっぱり先ほども申しあげましたように、何ていいますか、奇想天外といえますか、あるいは夢の多いものといえますか、全く行政の枠をはみ出したようなものが出てこようかなと思っております。

何も、そういう奇抜なものを期待するというものではございませんけれども、行政、あるいは一般の団体というようなもので思いもつかないようなものがやられるということでありましたら、ただそういうことを議員が御心配なされるようにいろいろな縛りがあるんじゃないかとか、あるいは他の団体との、機関団体等とのかわりの中で難しいのではないかなというような御心配をなされておるわけでございますけれども、そういうものはやっぱりみんなの御理解を、協力を得るように行政も中に入って説き話しながら実現されるように、私も前向きに考えてまいりたいと思っております。以上です。

平成16年12月第4回定例会

佐竹敬一議長 榎津博士議員。

榎津博士議員 ありがとうございました。自分もさっき言ったとおり、言った限りは私なりに一生懸命努力させていただきますので、よろしくお願いたします。これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

川越孝男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号9番について、17番川越孝男議員。

〔17番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 私は、通告している課題について、市民の皆さんから寄せられた御意見を踏まえ質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を求めるものであります。

通告番号9、政治姿勢について。

私は、9月議会に引き続きチェリークア・パークなどの土地開発公社への委託の実態と問題点及び財政課題についてお伺いいたします。

今議会に提案されている平成15年度各会計決算を見ると、一般会計、特別会計、企業会計を合わせた起債残高は418億1,960万円余となっています。また、隠れ借金となりやすい土地開発公社との関係についても、市は土地開発公社が金融機関からの融資に対する37億円の債務保証を決定しています。しかし、市が土地開発公社から買い戻ししなければならない土地の買い取り予定価格及び買い取り時期が明らかにされていません。そこで、大きく分けて三つの観点からお伺いいたします。

一つは、チェリークア・パークに関する件について。二つは、平成12年4月21日付で土地開発公社にかかわる国の通達がなされていますけれども、これらについてお伺いします。そして、三つ目には、市役所駐車場用地に関してお伺いしてまいります。

まず一つ目のチェリークア・パークに関して、3点について伺います。

1点目は、市と土地開発公社との受委託契約のあり方についてであります。実態は、例えばチェリークア・パーク用地整備事業の場合、市の業務委託申請書と土地開発公社の委託業務の受託についてという通知文書だけで、契約書もなく、12万3,000平米の広さで20億円規模の大きな事業の受委託が成立しています。その業務申請書では、肝心の予定委託費及び委託費支払計画については別途協議となっているのであります。そこで、別途協議とされている予定委託費と委託費支払計画について、情報公開条例に基づき開示請求したところ、請求にかかわる情報が不存在のために公開できない旨の通知がありました。当局の説明では、双方の打ち合わせで協議は済んでいるが、公表できる資料はないと言われます。しかし、事業は完了し、土地の一部は既に民間に分譲もされています。そこで伺います。

協議の結果、予定委託費は幾らになっているのか。また、委託費の支払計画はどうなっているのか、示していただきたいと思います。

公表できる資料がないというのは、極めてずさんな対応との批判は免れないと思います。後ほど触れます国の通達に照らしても問題と思われませんが、このことについても市長の見解をお伺いいたします。

中国パールに譲渡された土地は、中国パールとの契約が破綻した現在、市と土地開発公社の契約についても通達に沿って20年の延納契約を見直すべきと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

2点目は、湯坊いちらくやホテル王将に分譲し、契約解除された土地についてであります。登記は寒河江市所有のままになっています。ところが、この土地の実質所有者は土地開発公社であるとしています。当局は土地開発公社から土地を取得し、また両社への処分を決定した平成10年6月19日の市議会の議決内容の削除訂正を平成11年3月30日で再び議決しているので、平成10年5月26日にさかのぼって土地開発公社から市が土地を取得していないことになるので、当然土地開発公社の所有になると言われます。

しかし、この間、寒河江市が取得し、所有した土地だからこそ分譲契約もし、王将や湯坊いちらく、高嶋屋などから預かっていた土地代金の5%相当の契約保証金は寒河江市が没収し、雑入として既に一般会計で使っているのであります。そこで伺います。

法的には問題ないと言われますが、一般論でなく、寒河江市と寒河江市土地開発公社の場合はどうなるのか。開発公社の理事長は助役であります。また、開発公社の設立団体は寒河江市であります。どちらも純然たる民間団体と違う公共団体であります。こういったケースの場合であっても法的に何ら問題ないのか、念のため伺いいたします。

結果的に他人の土地を売買し、契約保証金を没収し、使ったこととなります。たとえ法的に許されるにしても、社会常識的には問題だと思います。もし、悪用されたなら大変なことになりかねません。そういった懸念を払拭するためにも、市と公社の契約を削除し契約がなかったことにするのでなく、契約の変更など別の対応をすべきでなかったのかと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

3点目は、公平の原則に反していることでもあります。平成10年6月議会でも、中国パールへの土地売買契約だけが契約保証金条項がないこと、土地代の支払いを20年間延納が認められていること、5%の土地代の支払いで所有権の移転登記をすることなどの特別扱いが大きな問題となり、総務委員会や総務分科会ではともに否決されたのであります。ところが、本会議で多数で決定されたのであります。

しかし、当時心配されたことが、その後、残念ながら現実起きてしまっているのであります。ホテル王将は1,090万9,000円、湯坊いちらくは546万6,000円、そして高嶋屋は206万1,000円の契約保証金は市に没収となっています。ところが、中国パールに対しては契約保証金はなく、契約時に納めた契約保証金相当額の2,748万8,000円は土地代の一部とされていたことから、倒産による事業の撤退で土地の買い戻しが行われましたが土地代を返還しており、中国パールに対しては何らペナルティ的なものがなく、中国パールと他社では明らかに不公平が生じています。市民の大きな批判的になっているのであります。

さらに、民活用地の取得処分を審議した平成10年6月議会では、中国パールへの契約には契約保証金条項が設定されておらず、契約時の5%は土地代であり、その5%の支払いで移転登記を済ますというものでは、もし万が一、代金が完納される前に倒産などで事業に参加できなくなった場合、土地を買い戻すためには土地代金は返さなければならず、他社の契約と差があるのではないかとただしたのに対し、当時の地域振興課長、現助役が、分譲代金の5%相当額を違約金として支払ってもらう違約金条項を定めているので不公平にはならないと答弁されています。確かに中国パールの契約にだけ違約金条項が設定されていました。

ところが、中国パールの撤退問題が起きた以降の答弁で市長は、契約に基づく買い戻しであって、違約金の請求はできないと言われていました。契約にないことは答えるはずがないとも言われています。しかし、契約内容に契約保証金の定めがないからこそ質問したのであります。

さらに、本来永久保存であるべき市議会の総務委員会や総務分科会の会議録のつづりからそのときの分だけが抜けているのであります。その問題が明らかになった当時の議会事務局長は現収入役だったのであります。そこで伺います。

中国パールにだけ契約保証金が設定されないで、もし土地代が全額納入される前に買い戻し特約による買い戻しとなった場合、他社の契約に比べ不公平になるのではないかとただしたのに対し、当時の地域振興課長、現助役は不公平にならないと答弁されています。どういう理由で不公平にならないと説明されたのか確認をしていただいた上で、改めて市長より答弁いただきたいと思えます。

次に、平成12年4月21日付の土地開発公社にかかわる国の通達について伺います。

通達を見ますと、一つは、市との受委託に当たっては、取引の見通しを十分検討の上、関係法令に従い、買い取り予定時期、買い取り予定価格及び用途を明示した用地取得依頼契約書を書面で締結することとなっています。また、市が土地開発公社と用地取得依頼契約書を締結する際は、予算で債務負担行為として定めておかなければならないこととなっています。

また、公社が取得した土地は、災害復旧など真にやむを得ない場合を除き、買い取ることなく供用開始することや買い取りに要した費用を長期にわたって繰り延べることは、公社の健全な運営を図る観点から不適切であり、改善に努めることとされています。

また、市の依頼で取得した土地で、公社による保有が10年を超えたものについては、次の年度中に公社と協議の上、土地の用途及び処分の方法を再度検討することとなっています。

また、土地開発公社の公的性格にかんがみ、土地開発公社の情報公開についても可能な限り設立団体と同等の情報公開を行うことが求められており、設立団体として土地開発公社の積極的な情報公開が図られるよう努力することとなっています。

などから、これらが適用されるのは通達が出された以降のもので、それ以前のは対象外との声も聞かれますが、以前のものであっても書面による契約はさかのぼってやることができないにしても、その他の事項は適用されるのではないかとと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

健全な財政をつくり上げる立場から、私たちは中長期の財政計画の必要性をこれまで幾度となく訴えてきました。市長は、先の見通しは不確実で、実態との乖離が大きく、効果が期待できないとして3年ごとの実施計画の中で示していきたいと言われてきました。ところが、実態は、開発公社からの土地の買い取り費用についても事業として実施計画にのらない限り位置づけはされていません。したがって、今回の通達を踏まえて、公社からの買い取り時期と買い取り予定金額をはっきりさせ、歳出計画の中に位置づけをする中で、今後の事業の選択がよりの確に行えるようにすべきと思いますが、市長の見解を伺います。

次に、開発公社から賃貸借している市役所駐車場用地について伺います。

契約内容は、地目が宅地で面積298.54平方メートル、賃借料は年額30万6,210円、賃貸借の期間は平成12年9月1日から17年3月31日で、土地の買い取りについては17年3月31日までに一括払いで買い取ることになっています。

また、平成15年度の寒河江市土地開発公社の決算書を見ますと、用地費2,313万6,850円、補償費5,177万3,300円、測量試験費に123万6,386円、諸経費に64万6,000円、支払利息に154万4,665円で合計7,833万7,201円となっています。

ところが、開発公社から用地購入費名目で一括購入した場合、一般会計で市が直接整備する方法に比べ、二重の意味で透明性の低下が問題となります。

その一つは、市で直接整備した場合、予算が議決され、その範囲内での執行となります。二つには、予算審議では各節ごとの審議ができるのに、開発公社からの一括購入では事後承認にならざるを得ないこと。それから、各節ごとの検討が不可能であることなどの問題であります。そこで3点について伺います。

一つは、平成16年度に、今日現在、予算措置がされていません。今後どうされるのか。また、買い取り金額は担当課などの話によると8,300万円ともお聞きしますが、幾らになるのか、お伺いいたします。

二つには、公費支出の透明性確保の立場から、用地購入費名目での一括購入であっても、予算審議に際し積算内訳について説明すべきと思うが、市長の見解をお伺いします。

そして三つ目には、土地開発公社による土地の先行取得の必要性は私も認めます。しかし、特に多額の補償金を要する事業などについては、公金支出の透明性確保からも、丸投げ方式の用地購入費名目での一括購入方式は避けるべきと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

以上、公平、公正、透明性、説明責任、また住民参加、少数意見の尊重という観点から具体的に幾つかの問題点を指摘をし、見解を求めてきました。最後に、市長の基本的な政治姿勢についてもあわせてお伺いいたします。

一つは、行政には差別や不公平はあってはならないのは当然であります。しかし、さきに述べたように、チェ

リークア・パークの契約保証金の問題や代金支払い期間などにおいて具体的に不公平が生じ、なおかつむだな公金の支出が余儀なくされています。これについても以前から議会で再三にわたって指摘しているにもかかわらず、少数意見に耳を傾けずに、人の話を聞かずに強引に進めてきた結果であります。市長はもっと人の意見を聞くべきだと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

そして二つには、公金に対する意識の問題です。市民感覚からすれば今回指摘したような契約、いわゆる契約保証金の免除や土地代金の20年払い、5%の代金支払いで所有権の移転登記などは、個人の場合や自分の会社の場合であったなら絶対にしないであろうというふうに市民の多くは言っているのであります。公金の支出に当たっては、自分自身の金以上にもっともっと厳しく慎重に扱われるべきものであります。市長のこの認識が希薄になっている結果、年々膨大な借金がふえ続け、冒頭申しあげた起債残高 418億 1,960万円になっていると市民は見ているのであります。

再度申しあげますが、公金の支出に当たっては、自分自身の金以上にもっともっと厳しく慎重に扱われるべきものと思いますが、市長の見解を伺って第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 何点かの質問がございました。

それで、クア・パークの整備事業造成の土地開発公社に対する業務委託の問題でございますが、これにつきましては、平成6年7月8日付で土地開発公社理事長に対し、民活部分についての調査測量業務と用地買収及び土地造成についての委託をお願いしたところでございまして、委託申請書の中には委託費と支払い計画の欄があり、双方とも別途協議と記載しておるわけでございます。

委託内容には、用地の買収及び土地の造成も含まれており、あらかじめ申請書の中に予定委託費を記載することは無理であると思っておりますので別途協議といたしております。

また、支払い計画につきましても、総委託料も予想されていない段階で記載することは無理なことと思っております。そういう内容の業務委託申請について、平成6年7月11日付で土地開発公社より委託業務の受託についての通知があったわけでございます。その通知の中に、委託料等については寒河江市土地開発公社所有地などの原価及び売買価格並びに手数料に関する規定に基づき算定することとなりますので申し添えますということが記載されているわけでございます。

このように、土地開発公社に業務を委託すると、受託の通知の中に委託料等に関することは土地開発公社の規程に基づき算定することとされておりますので、委託申請書には別途協議としているところでございます。

また、別途協議が実際どのようになされたかということでございますが、委託費につきましては、市と開発公社において土地の売買契約書の締結に当たり、土地開発公社から事業費の説明を受け、協議を行っております。

支払い計画の協議の方法であります。売買契約書の中に、代金の支払いについては当然契約書自体に盛り込まれる条項でありますので、協議によりその内容で契約書の作成をいたしましたものでございます。

委託費及びいつまで支払うのかというようなことでございますが、平成10年5月26日の土地開発公社との契約において、2件の契約書を作成し締結いたしました。その1件の契約は、土地代総額は11億 9,659万 1,327円で、代金の支払いにつきましては、土地の引き渡し完了後土地開発公社に支払う旨としております。

2件目の土地代総額は5億 4,975万 2,211円であり、代金の支払いについては土地の引き渡し完了後、土地開発公社に支払う旨としております。その支払いについては、平成30年3月10日まで分納することができるというものにいたしました。

それから、王将、いちらくとの契約変更によって、民法上問題はないというけれども、保証金を市が取得しているというのはおかしいんじゃないかというような質問でございます。

平成11年3月23日付で、民活事業者2社から契約解除の文書がありましたので、同月25日、市と土地開発公社との間で土地売買契約の変更に関する契約を締結しました。内容としましては、平成10年5月26日に土地開発公社と締結した土地売買契約から2社分の土地を削除し、売買代金を変更し、削除した分の所有権を土地開発公社に戻したものでございます。

市と2事業者とは、平成11年3月24日に寒河江チェリークア・パーク民活エリア分譲契約の解除に関するところの契約書を締結しました。したがって、2事業者と平成10年5月26日に締結した寒河江チェリークア・パーク民活エリア分譲契約書を、双方合意の上解除したことによる契約保証金は市に帰属したものでございます。

契約は、契約当事者双方の合意に基づいて契約されるものでありまして、その合意に基づきなされた契約は常識的に言っても正しく行われたと思っております。

なお、この契約変更にあっても、地方自治法の規定により議会の議決を得て契約されたものでございます。

それから、中国パールの問題については、公平の原則に反するものではないかと、格差があったのではないかとというようなことについての御質問でございます。

事業者は、新たにスパ事業を展開するようになっておりましたが、本業の事業拡張ではないということで、諸般の事情からして難しいとのことでした。民活連絡会の旅館関係者等の皆さんは、クア・パークの中核施設であるスパ施設なくしては各社とも事業を展開することが非常に難しいと、事業者のスパ施設がどうしてもできるようにしてほしいということでありましたので、クア・パーク全体の総合的な判断のもとに、特に分譲用地代支払いの延納を考えたところであります。

内容としましては、地方自治法施行令第169条の4第2項及び同項第3号を適用しまして、延納期限を20年、契約書では平成30年3月10日までとしまして、利息の規定及び担保の規定も契約条項に規定したところでございます。契約締結の日、平成10年5月26日付で分譲代金の5%の額、2,748万8,000円を土地代の一部として支払っていただいたところでございます。さらに、契約書の第15条で違約金として契約を完全に履行する前に契約を解除されたときは、分譲代金の5%相当額を違約金として支払う旨も規定しております。

なお、この契約についても地方自治法の規定により議会の議決を得て成立したものでございます。

それから、建設省、今の国土交通省の通知の中で、そのかわりについて誠実に履行しておるのかどうか等々についての御質問がございました。

公有地の拡大の推進に関する法律の施行についての改正と土地開発公社関係とのかわりについての質問なわけでございます。

このことについての通達が、御指摘のように平成12年4月21日付で当時の建設省建設経済局長及び自治大臣官房総務審議官名でありましたので、以後における開発公社への委託については、通知にのっとり手続をしておるわけでございます。

それから、買い取りに要した経費というものを長期にわたって繰り延べるというようなことはどうかというようなことがございましたが、公社との契約をした案件について、契約書に規定されている条項より繰り延べしたというようなことはございませんし、今後も契約の内容に反してそのようなことはできないものと思っております。

それから、この通達にございますように、公社が取得した土地で公社の保有が10年を超えること、そういうことについての質問もあったわけですが、通達によれば、土地開発公社による保有期間が10年を超えたものについて、保有期間が10年を超えた年度の次年度中に当該土地開発公社と協議した上で、当該土地の用途及び処分方針を再度検討することとされております。それが、通達によればでございます。

本市においては、市が委託した事業で公社が平成6年10月に取得した用地が1件あり、本年11月現在で10年2カ月を経過しておりますので、通達に基づき、10年を経過した次の年度である平成17年度に、当該土地の用途及び処分方針を再度検討することといたしております。現在委託したもので公社から買い取っていないものの総額は、事業原価残高で約8億円でございます。

それから、土地開発公社の情報公開についてのお尋ねもございました。

公社には公社の特殊性とか実情があるわけですので、設立団体の制度を踏まえつつ、公社の実態に合った制度をつくるべきであると考えておるところでございます。

その通達との関連で、ここの市役所の駐車場の通路用地についてのお尋ねもあったわけでございます。

この用地につきましては、現在開発公社と賃貸契約を結び、市役所駐車場の通路として使用しているものでございますが、行く行くは市道中央12号線として改良しようと計画しているものでございます。

賃貸借期間は本年度末となっていることから、本年度のいつの段階で予算に計上し、買い取るべきかを検討し

たところでしたが、御案内のように平成16年度の予算は地方交付税などの大幅削減で非常に厳しかったことから、当初には盛り込むことができなかったものでございます。期限までには対応策を検討してまいりたいと思っております。なお、買い取り金額は、開発公社が算定した額によりますと現時点で約 8,200万円となっております。

それから、開発公社に委託すると予算が不透明になるんじゃないかというような御指摘もございました。

大きな事業につきましては、これまでも議会の全員懇談会など開催していただきまして、公社に委託する以前に事業計画を議会にお示してきたところでございまして、今後につきましてもこのような形で説明してまいりたいと考えているところでございます。

また、予算に計上した段階での用地購入費の詳細については、求めがあれば説明をしてみたいと思っております。

また、建設省からの開発公社に係る平成12年度の通達によれば、市が開発公社との間で用地取得依頼契約を締結する際は、当該経費を当該年度の歳出に計上するか、債務負担行為として定めることとされておるわけでございます。当然そうした場合は、予算審議の対象となるものでありますので、事前に審議されるものでございます。

それから、市道中央12号線に係る問題でございますけれども、自分のお金以上に十分注意を払って使うべきじゃないか、公金に対する認識が薄れているのではないかというような御指摘もございました。

これまで私は20年にわたりまして、町の活性化と市民福祉の向上を願って、さまざまな事業を実施してきたわけでございます。その中には、多額の経費を要したものもございまして、比較的少ない額で効果を上げたものもございまして、いろいろございまして、事業の実施に当たりましては、寒河江市のため市民にとってよかれと思ったことを基本としてきたものでございます。これは当然のことでございます。

公金に対すところの認識についてでございますが、決して御指摘のような気持ちは持っていないところでございます。申しあげましたように、寒河江市の活性化を図り、そのことによって市民の皆さんが豊かな生活を送り、また市民福祉の向上を目指して、みんなが暮らしやすい環境にしようとして努めてきたところでございます。血税である公金を1円たりともむだにすまいと心がけてきたところでございます。

そしてまた、いろいろ議員から問題を指摘してきたというところに対しまして、市長はそれに沿わなかったんじゃないかというような御指摘もあったわけでございますけれども、その一つとしてのクア・パークということだろうと思っておりますけれども、クア・パーク事業につきましては、これまでも議員懇談会や市議会全員協議会などを開催いたしまして、事業概要や進捗状況について逐一御説明申しあげ、事業を進めてきたところでございます。

このチェリークア・パークの整備というものは、本市のまちづくりと地域の活性化を図るためにはぜひ成功させなければならないとの思いから、ハイウェイオアシスとしての寒河江サービスエリアと、それから最上川ふるさと総合公園や最上川水辺プラザの整備促進を国・県、道路公団等に積極的に働きかけてまいったわけございまして、念願でありましたこの場所からの高速の乗り入れが、スマートインターチェンジ社会実験として実現されるというようなことにもなったわけでございます。

これらにつながりができて、いろいろそれらのものが相乗的に効果を発揮して、寒河江はもちろんのこと県内陸部の発展に大きく資するということにつながっていかなくとも思っております。それで、いろいろ事業もイベントもやってきたわけでございます。その最大のものは全国都市緑化フェアの誘致でございますし、各種イベントの開催等でございますし、またソフト面でのPRにも積極的に取り組んでまいったところでございます。

契約の相手との合意に基づき契約され、議会の議決を得て成立されたものについては、私は政治的に問題はないとこのように思っております。

最後に、市の起債残高というようなことについても触れられましたけれども、これまでも何回となくこの場におきまして起債残高等についても触れてきたところでございますけれども、市民の生活とか市の発展につながるようなものの市債の活用でございまして、下水道から始まり、水道始まり、病院もございまして。そしてまた駅前中心市街地と、それから公共サービスと、学校もございまして。

そういうこともありますし、さらにまた国の施策として行われましたところの景気浮揚債とか、あるいは交付税の原資が足りないものですから、何ていいますか、臨時財政対策債とかこういうものも含まれておるわけございまして、そしてまた起債の性格といたしましては、今私たちが使うというだけの社会資本だけではございせんし、将来にわたって子や孫が使うというものを、現時点において起債という形で受益と負担の分担といいますが、平準化といいますが、そういうことでやっておるわけでございます。

起債の内容にもいろいろありますし、そしてまた平準化するという考え方もございまして、あるいはまた、国が起こしてくれというようなものにつきましては、いずれ市に対するところの交付税等で措置するからと、国が責任を持って返すからというようなことの有利なものとか、あるいは起債にありまして、その事業で交付税で見てもらえるような有利な起債というものを選択して活用してきたものでございまして、単に一律に額の云々だけのものでもなくて、それがどのようなものであるか、あるいはそれがどのように生かされているかと、あるいは生かしていくべきかということが大切なのではないかなどこのように思っておるところでございます。

それから、一番目の問題での協議の問題でございますけれども、協議をやったことで民活部分のうち民間事業者分についての契約をしたわけございまして、その協議書には河川部分も含まれておりましたので、まだその時点では河川部分等々が事務が完結していないというようなことございまして、その協議の内容等は一たん開発公社にお返ししたというようなことになっておるわけございまして、河川部分も買い取りするような段階でありますれば全体の協議書が公社より提出されるものだろうとこのように思っておるところでございます。かなりの件数がありましたけれども、これでほとんどじゃないかなと思っております。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時20分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川越孝男議員。

川越孝男議員 1問目に対して大変丁寧に御答弁をいただきました。しかし、1問目でまだ抜けている部分もありますので、2問目の中でそれらの点について、さらにお尋ねをしながらお聞きをしてみたいと思います。

それで、私、今回こういう問題を質問しているのは、きのうからもいろいろ寒河江市の現状について、課題やなんかないのかというふうなことも市長の方から具体的に示されてもおりませんでしたし、チェリークア・パーク事業にしても完結をしていない。これから進めていかなければならない極めて大きな事業を抱えているわけです。しかし、その進め方の中で問題点があったとしたならば、それをきちっと整理をしていかないという、また同じ過ちを繰り返すのではないかというふうに思うんです。したがって、こういう問題点は見直しやなんかをしなければならぬのではないかという立場でお尋ねをしていますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

それで、チェリークア・パーク民活用地全体のことでの予定価格と、それから買い戻す時期については、最後に市長、触れておったわけですが、二つの契約書で買い戻す時期とか金額は決まったというふうに言われているんですけども、実際はのり面の部分などないわけですから、これ億のお金ですね、それだって。原価です。そうですから、売値が、買い取りの予定価格というのは幾らになるのかというのもわからないんです。これもぐうっと上積みされてくるわけでありますから、そういう意味では、国の通達が出た以降、今これだけ半分近い土地が売買されているにもかかわらず、その土地の全体的な値段、市が買い戻しをしなければならぬ予定価格や時期も明示されていないということは、ずさんだというふうな指摘を受けるんじゃないですかというふうに私申しあげたんです、まず。

それから、市のやつで高松駅前のことの土地とか、あるいはチェリークア・パーク、市立病院など、そういうものが原価で8億円というふうな話もありました。これそれぞれ取得をした時期、それから売り戻し、その10年になる、したがっていつになるかですけれども、そういう予定時期、予定価格、支払い計画、これを示していただきたいと思います。

それから、中国パールの土地、これは20年の延納契約、地方自治法の238条の5、8項による、あと施行令の先ほど市長が言った169条の4、2項3号で20年の延納、最高20年まですることができるというふうにはなっています。

しかし、通達が出た以降、国から10年でと、余り長くしてだめだというこの通達との絡みはどうですかということが1点ですね。20年の見直しをしなければならぬんじゃないかと私が言っていることについては、それはこれまでの当局の説明は、その施行令に基づいて20年まで延ばすことができると、売買契約した時点ではそうでした。そして、それは、市が売って、中国パールから金が入って開発公社に納めるから、それは20年だと。中国パールとの契約も20年、開発公社とも20年というふうにしておったわけですが、中国パールとの契約が破綻しているわけです。市に入ってくる方がなくなっているわけです、契約が。それでも開発公社との契約が20年のまま、このまましていつまでいいんですかというふうに私聞いているんです。見直しをしなければならぬのではないのかと。

平成10年に中国パールと、あるいは開発公社と市が契約した時点には、まだ期限はありませんでした。それ以降、平成12年に国から通達が出ておって10年と、10年以上はだめと、10年以上になったときには11年目でもう一回見直しもしなさいというふうになっているわけですから、市に入ってくる方の契約が破綻しているわけですから見直しをしなければならぬのではないかというふうなことで、地方自治法施行令の169条の4、2項3号と国

の通達との関係はどうなるのかもあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、いちらくや王将、高嶋屋の契約が破綻になって、契約保証金、手付金は寒河江市に没収となったわけですが、当時遑及をして土地を買っていなかったというふうなことに手続的にしたわけです。確かに議会でもそれを議決しています、私は反対しましたが。したがって、市は人の土地を売って、売買契約して保証金もらっていたのを、それが破綻したから市で金は没収しています。人の土地で銭だけもらっているという形になるわけです。これは法的に通用するといっても社会的にどうなんだというふうなことを聞いたわけですが、市長から見解はありませんでした。

そういうふうなことを、避ける手法もあるのではないかということをお前は当時の議会の中でも、会議録見ていただくとわかりますけれども、言っています、買い戻しの時点でも。そういう市民感情に対して市長はどういうふうに受けとめているんですかということをお聞いている。その辺についても先ほどはありませんでしたので、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、中国パールとの土地の売買の関係でありますけれども、議会の議決を得たからいいんだというのは確かにそのとおりです、議会の議決を得ています。しかし、先ほども1問で聞いているんですが、最初の議会にかかったときに、中国パールに対しては契約保証金なかったわけですね。したがって、20年間先まで満額入るといのは、20年間の延納ですから、入る前にもし買い戻し条項で買い戻しをした場合、それ以外の11の契約と違うんじゃないですかと言ったのに対して、当時の地域振興課長、助役は、いや不公平ないというふうに答えているのよ。あのとき買い戻しは買い戻し条項に基づいてするんだから土地は返さなければならない、それ以外の11社は満金たつ前に契約保証金預かっているわけですから、満金たつて初めて所有権の移転になる契約になっておったわけですから、そのときに契約だめになった場合には保証金を没収すると。中国パールにそれがいないから、土地代として入っているものだから、5%の、返さなくてならなくなるんじゃないですかというふうに言ったときに、どういうふうにお説明されたんですか。それを教えていただきたい。

あのときに、今現在起きているような形で中国パールには5%返さなければならない。だから、明らかによそとは格差が出ますよってあなた言わなかったわけ。そして、あのとき説明したのが、違約金の条項を中国パールには設けています。ところが今市長言うように、買い戻しというのは買い戻し特約条項に基づいて買い戻しするわけですから。そして違約金というのは、その契約が解除されたときに違約金もらうというふうな契約になっているんですね。

したがって、明らかに今回のように格差が出るという、中国パールからは土地代返すから、あとは違約金というのは入ってこない。買い戻し条項で買い戻した限りは違約金というのは入ってこないというふうな説明していない。そして、そういう契約をしたこと自体が、議会の議決得てます、それは多数で。しかし、議会の議決を得たからいいというのではなくて、そういう契約をした市当局、市長は市民にそういう損害を与える契約を当時しておったということです。そういうことに対してそういうふうになるんじゃないですかって私指摘したわけですから、改めてその点は、助役もいるわけですから、どういうふうにお答えになったのかお聞かせをいただきたい。

そして、これも買い戻し特約条項に基づいて買い戻しすると無傷で土地は買い戻しできるんだと言っておりました、当時。しかし、私は無傷でないでしょうと。金利を寒河江市が負担していかなければならなくなるわけですからということをお前も言いました。今現在、平成15年度末までで917万3,104円、もう金利、寒河江市が払っているわけですね、今現在。こういう契約になっているわけです。

したがって、本当にこの契約というのはいろんなことを、将来起きるであろうことも想定しながら市に損失を与えないように、いろんな角度から検討して契約書というのは結ぶはずなんですね。したがって、議会にかけられたときに、そういう問題があるという指摘したのに対して、当時、何回も言いますが、助役は格差が今のよう

になるというふうな説明はされていないんです。どのように格差がないということをあなたは説明されたのか、後ほどはっきり答えていただきたいと思います。

それから、通達の関係でありますけれども、その後、ちゃんとしているということですが、通達に基づいて開発公社と市などとの契約はされているというふうなことでありますけれども、駅前あたりなどでもずうっとやっているようではありますが、すべて契約書を結んでいると。例えば単年度で終わらなくて次年度にかかる部分についてはそれぞれ債務負担行為を、そのことについての損失補償じゃなくて、そのことについての債務負担を議決しなければならなくなっているわけですが、議会には今まで全然来てもいけませんので、その辺の扱いなどもどうなっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、情報公開の関係、これも実施機関同様の情報公開を開発公社でもするようにということ、国の通達は開発公社でなくて設置機関である市の方にも求めているわけですね、市の方にも。ところが、実際今回やってみて、情報公開、開発公社にもしました。寒河江市で出されている、市では出せる。ところが開発公社では出してもらえない。これは条例が、寒河江市の場合は情報公開の対象となる情報は、寒河江市が保有している情報すべてなんです。

ところが、開発公社の場合は、規則ができた年、その4月1日以降作成した情報というふうになっているわけです。したがって、一つ同じ情報でも市の方からは出るけれども開発公社から出ないという問題、あるいは開発公社が2カ年度にわたって仕事をいろんなところから頼まれたという場合には、半分は情報出せるけれども、こっちは出されないとか、こういうふうな問題が起きていますので、市長は開発公社は開発公社、別法人団体だから、そっちの問題だというふうに言われましたけれども、国からの通達はそうでなくて、設置者側にも求められていますので、具体的に今そういう問題が起きていますので、ぜひ見直しをするようにしていただきたいと思います。

ましてや、寒河江市の開発公社で情報公開条例つくるときには、既に国からその通達が出ているんですね。そして、市の企画課長が開発公社の常務理事なんです。その通達に基づいて開発公社の情報公開の規定をつくる際に、どういうふうな指導というか、国の通達に基づいてなされたのかもお答えをいただきたいと思います。

それから、駐車場用地の関係でありますけれども、原価、開発公社の決算を見ますと、先ほど1問目でも申しあげましたが7,833万7,201円、それが市が買い取る価格は今のところ8,200万円というふうなことがありました。私も開発公社の規程に基づいて算出をしてみたんですが、金額的に大分違うなというふうな……、これはいいです。

用地の工事費は、あそこ駐車場用地の整備した際に開発公社の方では工事費見ていないわけですが、これ一般会計の方でなされたのか、その辺の関係、借りてその土地に工事するというのとの関係、あの当時もあそこを借りるときにもいろいろ議論になりました。工事するのに道路に側溝もないような整備の仕方というのはおかしいのではないかなというふうなことを言ったら、いや、道路用地にもならない宅地を借りるのだから、ちゃんとしたものもできないんだというふうな話も当時あったんですが、そこら辺の関係で、どのようになって、今後どうしていくのか。先ほど整備するんだというふうな話もありましたけれども、この辺もお聞かせをいただきたい。二重にお金かかるのではないかなというふうなことで5年前は指摘をしているんです。その辺の関係について改めてお答えをいただきたいというふうに思います。

以上、特に助役がどういふふうにご答えておったのか、その辺をはっきりしていただいて2問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 いろいろクア・パークを初めとして、特にクア・パークに対して問題があるのじゃないかなというふうな御質問をこれまで何回、何十回と繰り返されたわけでございますけれども、一連のこれまでの説明、あるいは議会にも提案して議決した時点におきましては十分な説明をしたはずでございます、御理解をいただけないというのは非常に残念でございますけれども、議員が質問なさるわけでございますから、このように私の方でも改めて記憶を戻し、私の場合など特に記憶を戻しながら丁寧に説明させていただいておるわけでございます、その辺は御理解いただきたいなと思っております。

それから、まず一つ、具体的な話でございますけれども、のり面につきましては、この利用・活用というのは今後これは考えなくてはならないなと思っております、どのような、国土交通省とのかかわりもございまして、あの辺一帯の景観を考える場合もありますし、あるいはそれ以外の利用の仕方ということもあろうかと思っておりますので、その辺については今後検討していこうと思っております。

それから、高松駅前とか市立病院の抱えておるところの公社に委託した分がかなりあるんじゃないかということでございます、これも予算との考え方もございまして、あるいは周辺の町の方々とのかかわりもございまして、それはこれからも十分検討することで、将来にわたって間違いのないような有効な利用の仕方というようなことを検討していかなければならないと思っております。

それから、中国パールの問題でございますけれども、あのかのときの事態というのは、振り返ってみて皆さん方もおわかりかと思っておりますけれども、突然として降ってわいたといいますが、会社更生法適用ということが出たわけでございます、じゃあどうするかということでいろいろ頭を悩まし、中国パールの管財人等とも話し合いをしたわけでございます、そしてあの場所がもしクア・パークの一環として寒河江市に残れば、これはこれからの一体的な活用というものも考えられますけれども、一民間に渡ってしまったならばどのようなものになるかと、どのように活用されてもそれは市といたしまして文句のつけようがないわけでございます、向こうに最上川ふるさと総合公園あり、あのクア・パークの一番西側の方にも、平塩に行くところにも公園があるわけでございます、その中の一角でございますから、それが民間にどのように利用されるかということになりますれば、それは大変な問題でございますから、（発言する者あり）いやそれは関係あるから言っているわけですよ。

ですから、それを寒河江市のものにするためにああいう契約の仕方ということになったのでございまして、その辺のことを十分理解してもらわなくてはこれはわかりませんよ。それを理解して、それですからああいう契約を結んで、そして契約をして、そして民法上からも商法上からも.....（発言する者あり）

佐竹敬一議長 答弁中でございますので静かに願います。お願いします。

佐藤誠六市長 問題にならないような、そして結んでおるわけでございます、そのとおりの皆さんからも議決をいただき、そして現在のような姿になっておるわけでございますから、まずそれをわかってもらわないと。

それから、王将、いちらくにしましても、これはまず向こうから破棄したものでございますよ。何も市で破棄してくださいとか、やめてくださいと言ったわけじゃない、一たん契約して向こうから破棄したものですから、そういう契約を、そしてその契約の中には、これをももし破棄した場合にはこれこれの条項は守りますと言っているわけですから、ですからそれは商業をする方々とか、あるいは社会上の信義の問題でございます、そのとおり守っていただいたということでございますから何も契約上も問題はないわけでございます。

それから、また中国パールに戻りますけれども、中国パールの施設というのは、第1問でも答弁申し上げましたとおり、中国パールが来なかったならば、これはあそこのスパ施設としての体をなさなくなるんじゃないかということで、土地を分譲した方々が一体として、どうか中国パールに来てもらうということで、そしてまた中国

パールと別の契約をすると。それから中国パール以外の方との別な契約も、それもやむを得ないから中国パールに来てもらおうということ、御理解と御了解を得てやっておるわけでございます、ですから別々にしたことに対して不公平でないかとかということ、を再々申しあげられておりますけれども、そういう事情があって、そのことは前の議会におきましても何回となくお話し申し上げておるとおりだろうというように思っております。ところが、あのよう中国パールの商売が非常にうまくなくなったということでの事態をどう收拾するかということに返るわけでございます。

それから、通達との関係でございますけれども、債務負担しなければならぬような案件というのは駅前に関しては1件もございません。そういうことでやっていないということでございます。

それから、駐車場の整備工事費等々につきましては担当の方から申しあげたいと思っております。私の方から以上でございます。（発言する者あり）

20年後というもので、市でこれを払うということでございますが、今は市が持つておるわけでございますけれども、これを20年も先というのはわからないわけでございますから、これからだれが活用してくれるか、あるいは今度あそこにスマートインターができるとか、あるいは非常に便利がよくなるとか、そういうことになりましたら、あの辺一帯の財産的な価値が、私は利用価値というもの非常にふえてくるだろうと思っております。

それに目をつけてくださって、広い立場からあれを活用したいという方は、いろいろ私も企業等々に話はしておりますけれども、そういう方も出てくるわけでございますから、ですからあのままにしておいて、その方が来たならば、そちらにおいて利用してもらいたいという考え方でございますから何も、あの土地が今は更地になっておりますけれども、将来とも大変な値打ちの出るところの土地となって、寒河江市の活性化にプラスになるということを私は考えております。（発言する者あり）

これまでの契約等につきましては、十分1問で答えておりますから、それで事足りると思っておりますけれども、さらに具体的なことについては助役の方から申しあげます。

佐竹敬一議長 助役。

荒木 恒助役 では、最初に、クア・パークの民間との契約の中で、中国パールとそれから他の民間との違いによることについての御質問が何回もございました。

まず、これについては、これは開発公社から市が取得するに当たっては議会の議決が必要です。それから、市が民間に分譲するにも、これも処分についての議会の議決が必要です。この両方の議会の議決を得るに当たって、おのおのの契約書を議会に参考資料として説明を申しあげております。当然この契約書の内容に従って説明を申しあげているということでございますので、それ以外は何もございません。

ただ、今申しあげていることで、この条項をもう一回、今議論なさっているところを簡単にかいつまんで申しあげますと、中国パール以外の一般の契約書の方は、契約時に契約保証金を5%いただいております。そして、全額金額が納付されますと所有権が民間に移る仕組みになっております。その途中で、先ほど市長が申しあげたとおり、民間事業者から途中で解約、解除したいというような申し出がありました。それによって解除の申し出があったので、この契約書の条項の契約保証金の帰属ということで、民間の方からその解除の申し出があった場合には、解除が成立した場合にはその保証金は市に帰属するというような契約書になっております。

また、一方、中国パールの方でありますけれども、これはいろいろな諸条件があって20年の分納ということにしておりますので契約保証金なるものはございません。それで、分譲代金が先に5%支払っていただいて、所有権も、ある日までというのは決めておりますけれども、所有権を中国パールの方に移したということが実態です。

あと、契約書の内容は同じなんですけれども、一般の方にもありますけれども、買い戻しの特約の条項もございます。それから、こちらには違約金の条項がございます。この違約金というのは、中国パールがすべて履行する前に契約を解除したいということで市の方と合意に達すれば違約金が5%発生しますけれども、先ほど市長が言ったように、中国パールとの内容は当時民事再生に陥ってしまったということで、中国パール自体が解除をしたいというようなことは、もう民事再生で管財人に移っているということで、市はどのようにすればその土地が市の方に戻ってくるかということでいろいろと弁護士と相談した結果、中国パールとの契約書の中の買い戻しの条項、これを適用して市が買い戻しすればその土地は市の方に返ってくるということの御指導がありましたので、その条項を適用して買い戻しを適用したということでございます。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 したがって、そういう条件の中で最初中国パールに分譲、処分する、開発公社から取得をするというときそういう条件だった。全く契約書がそういう中身だから私が聞いたんです。中国パールに対して、契約保証金が満額たつ前に所有権移転するわけですから、開発公社のものに5%の金で中国パールの所有権になっている。あとの人は満額納めないうちに所有権移転しないんですから。所有権移転してから買い戻ししなければならないんだから。

したがって、満額納める前に今回起きたような状態になった場合に、よその人が満額納めて所有権移転、中国パールは満額納めない、5%を納めただけで所有権が中国パールのものになっているの。そいつを、その間に何かで買い戻し条項に基づいて買い戻ししなければならないときに差が出るんじゃないですかと私聞いたのにあなたはどういうふうに答えたの、差はないですと言ったべ。

佐竹敬一議長 あと質問時間2分でございますので。

川越孝男議員 あるというふうに言ったのならわかるんです。そのとき、違うようにあなたは言っているんです。それならば、みんなそのとき中国パールとそれ以外のやつと、明らかに違うのだというふうになるのではないかと私聞いたのに対して、あなたは差はありませんと。そして、その理由は何だかという、中国パールにだけは15条で違約金条項を設けていますというふうに言われているんですね。

そして、やってみたら、向こうから解約しない限りそれは発動にならないのだとなっているわけです。そういう不公平が起きるような契約を結んでいて、これに間違いはないというふうになっていると、またこういう経済情勢ですから、20年で売ってください、延納で、そして5%で所有権移転させてください、契約金ものせない契約をしてくださいと言われたときに、だめと言えなくなるでしょうというのよ、これから今度売る人に。したがって、そういう点ははっきりすべきだということを申しあげているんです。改めて、市長の見解をお聞かせいただきたい。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 これまでも何回となく説明しておりますので、この経過というのは議員も存分に知っていらっしゃるかなと思っておりますけれども、まだのみ込んでもらえないというのは残念でございますけれども、ずうっと時系列に、あるいは中国パールとほかの会社との違いというのはなぜあったのか、あるいはそして契約書もどういう契約書を取り交わしたのかというふうなことは整然と説明申しあげてきて、そして議会でも議決をしていただいておりますから、それに対してなおかつどうのこうのとおっしゃられるというのは私は理解に苦しむところでございまして、本当に公平に、公正に、そして整然と、そして理路整然と説明申しあげているところでございますので御理解いただきたいと思っております。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松田伸一議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号10番、11番について、15番松田伸一議員。

〔15番 松田伸一議員 登壇〕

松田伸一議員 私は、これまでライフワークとして取り組んでまいりました青少年問題、そして環境にかかわる事柄など、市民の方々から私に寄せられた質問や提言をもとに順次質問をしてまいります。当局の誠意ある御答弁を期待しておりますので、よろしくお願いたします。

私は、学校を出るとすぐ家業である寝具の製作と販売に従事しながら地域の青年団に入りました。青年団では自警活動、盆踊り、八幡宮で行う流鏝馬の馬場のさく結いや奴行列などの地域活動に参加してまいりました。

青年団員だったころ、当時の西村山教育事務所などの呼びかけで、商工業にかかわる青年たちで地域商工業の青年組織の地域発展に結びついた活動の展開が必要だという助言のもとで、商工会から独立した形で寒河江商工青年協議会を商工業を営む青年たちと一緒に立ち上げました。それから数年後、30歳で青年会議所という団体に出会いました。国際的な感覚で物の発想に新鮮さを感じました。会員一人一人が独自の発想で、会員の協力を得ながら、指導力を磨き合いながら国際社会の恒久平和に役立つ活動をする団体に魅力を感じました。その後、商工青年協議会の仲間を中心に、寒河江ロータリークラブの協力や支援を得て寒河江青年会議所を昭和43年に立ち上げた仲間の一人であります。

このとき既に日本青年会議所の課題として、少子化、高齢化、都市化現象や地球温暖化が研究討議のテーマとして挙げられておりました。日常生活からかけ離れた課題の大きさに驚きながらも、私に与えられたテーマは、市民生活から見て地域での青年会議所活動は何をすればよいのかを模索することになりました。

当時の日本は戦後の混乱期から脱却し、東京オリンピック、新幹線の運行開始や万博と高度成長期の真っただ中でありました。

当時の寒河江青年会議所では、地域社会の再開発と地域リーダー的人材の育成に取り組みました。私は社会の開発を課題とした委員会に所属し、西郡の中心都市としての寒河江の課題、山形県内のエリアから見た課題、東北をブロックとしたときの寒河江市の課題、国際社会から見た日本の役割を課題とした社会開発に、青年会議所を卒業するまで携わってまいりました。このようなテーマで学習できたことに今は感謝しております。

青年会議所活動をする中で、まちづくりとは何か、人と人との連携の中で地域社会づくりに何が必要かを実践を通して学んでまいりました。40歳までの12年間で学んだことをもとに地域活動を実践してまいりました。社会教育、子供たちの健全育成、親子読書活動や公民館活動、自然体験学習で環境教育の大切さを痛感いたしました。青少年健全育成アドバイザー、環境カウンセラーや自然体験学習指導者などの公的な機関からの資格を得るとともに、これらの知識と体験を生かし、環境教育、青少年健全育成市民会議などで学んだ事柄を生かしてまいりました。

寒河江市教育委員会で開催している、昭和56年から始めた中学生葉山の集いの野営長を、昭和57年の第2回目から野営長として連続22年間協力させていただきました。この二十余年の間、寒川町との中学生の交流の集いなどの団長としても協力をしてまいりました。

22回を数えた中学生葉山の集いでは、深夜の葉山登頂2回、葉山山頂を越えて肘折温泉までの縦走2回も含まれていますが、この間に直接事業に参加した公民館職員の方たちと体験学習の指導方法、自然との対峙のあり方、中学生たちの悩みや訴えを聞き、動植物のことなど直面する課題について語り合い、教え合い、学び合いました。教える人も教えられる人も同等に学習し合えるのが社会教育の原点であることも気づかされました。このような観点を踏まえ、身近な環境の問題から掲げている事柄について質問をしてまいります。

環境問題について、1番の多目的水面広場の環境に対する配慮と事業の見直しについてですが、現在水面広場として建設されている場所は岩鼻と呼ばれた岩盤地域を下り、右に大きく迂回した地点の左岸の河川敷に建

設されているのですが、現在の河川敷の流域形態になっているのはいつごろからなのか。その前の流水域が、どのような状況になっていたかを事前に調査していたかどうか。調査がされているとすれば、その結果を伺います。

水面広場は、環境負荷の少ない工法で建設が進められると言われておりますが、さくらんぼなどの害鳥と言われるムクドリなどのすみかとなる灌木類も新たに植栽されるようですが、さくらんぼなどに被害をもたらす野鳥がふえることも予想されます。そのような場合の対応を、どのように考えているのかを伺います。

最上川の上流域、吾妻山系や置賜盆地の降雨域と大江町で合流する朝日山系の月布川、朝日川の降雨域には微妙な違いがあるような気がします。ことしのように新潟県にもたらした洪水域も人間の予想をはるかに超えた自然の力であります。いたずらに地形の姿をつくり変えるものではないと考えています。新潟県長岡市を中心として起きた洪水で広い地域への大量の水がとどまった重みが地盤のゆがみを起こし、中越地震の被害になったという地質学者もいます。

多目的水面広場がある程度の姿をあらわし、貯水域をもとの姿に戻すことは不可能であると考えますが、現時点で事業を中止しても水面広場としての機能は果たせることも可能であると考えます。この時点で事業の中止をすることも選択の一つと思いますが、現時点で事業の中止をしてはと思うのですが、現時点での判断をお伺いします。

2番目の庁舎内での環境問題ですが、定期的に庁舎内の空気環境測定状況など調査を実施していますが、庁内で喫煙を禁止する前と禁止した後どのような項目にどのような変化があらわれているかを伺います。

3番目は、京都議定書の発効に伴い地球の温暖化防止策への対応が日本でも本格的に活動が展開されていますが、私も山形県から地球温暖化防止活動推進員として委嘱され活動を展開していますが、寒河江市として具体的な活動目標を立てる必要があると考えますが、どのようにお考えなのか伺います。

4番目になりますが、3番目と同じ趣旨で、学校では具体的にどのような取り組みを行おうとしているのか、今後の進め方について伺います。

5番目、環境教育を学習面でどのように取り組まれているのかを伺います。

最後に、メディアリテラシーについては、以前にも先生方の取り組みについてお伺いしましたが、現在先生方はどのように受けとめ、生徒たちにどのような指導を行っているかを伺い、第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、多目的水面広場の環境に対する配慮と事業の見直しについての御質問にお答え申し上げます。

最上川寒河江緑地の整備に当たっては、計画の段階から河川管理者の国土交通省と事前に下協議を進めてきているところでございます。その協議の中で多目的水面広場などの施設整備をする上で、降水時における堤防への影響や治水上及び維持管理の問題、下流の上水道取水施設への影響などについて綿密に検討を重ねてきたところでございます。これらをすべてクリアし、現在整備している内容で占用許可を得て工事に着手しているところでございます。

御質問の、現在の流域形態がいつごろからというようなこともありました。国土交通省の資料によれば、明治34年に初めての河川の測量が行われ、治水地形分類図というものが作製されており、それを見ますと当該地の流域形態は現在と変わっていないところでございます。

また、現在の皿沼地内の堤防は治水事業として、国が昭和21年から33年にかけて築堤しております。近年では昭和48年に修正測量が行われており、これらの経年記録、資料から見ても、最上川寒河江緑地の場所はほとんど形態に変化がなく、最上川の川辺まで古くから先祖代々にわたり受け継がれ、畑として耕作されてきたところでございます。

それから、ムクドリなどの弊害はどうかというような御質問でございます。

新たな植栽により、さくらんぼ被害ももたらす野鳥がふえるんじゃないかということでございますが、最上川寒河江緑地内の植栽計画に当たっては、河川敷であることから国土交通省が定める河川区域内における樹木の植栽基準に基づき植栽することになっております。この基準の基本方針として、樹木が洪水時における水位上昇等治水上の支障とならないよう、また利水上及び河川利用上支障とならないよう、そして良好な河川環境が保全されるよう適切な植栽を行うものとされており、高木、低木などの植栽について許容植樹密度や植樹間隔など詳細に定められております。整備に当たっては、この基準をもとに気候風土等の地域性、さらに生態系の保全、良好な景観形成等の環境機能、それから樹木の生態的な特性を十分考慮し、樹種を選定し計画しているところでございます。

堤防の腹付け盛り土の区域には、桜回廊として連なるようオオヤマザクラを主体とした高木を植栽することに計画しております。多目的水面広場周辺には、水辺空間の景観形成となるようオオムラサキツツジ、レンギョウなどの低木の植栽を考えております。グラウンド、芝生広場周辺については広場でもありますので、夏の暑い時期に日よけとなるようオオヤマザクラなどの高木の植栽を考えております。

植栽を計画している桜は、野鳥の止り木になりやすいものではありませんが、グラウンド、それから芝生広場周辺に現在計画している植樹密度は、この場所を畑として耕作していた当時のさくらんぼ、柿、リンゴの木が数多く植栽されていたときと比較するとかなり低くなるものでございます。したがって、野鳥のすみかになり、果樹への被害ももたらすほどではないと思っております。

それから、中止に対する考えというようなお尋ねがございました。御案内のように、最上川寒河江緑地は市民のさまざまなスポーツ、レクリエーション、自然との触れ合いの場として整備をするとともに、中学・高校生のジュニアクラスの全国大会や東北大会及び県内の国体予選などを誘致し、宿泊や観光面などでの交流人口の拡大を図りながら経済活性化を促すものと考えております。また、隣接するチェリークア・パークや最上川ふるさと総合公園との一体的な利用や相乗効果、最上川フェスタなど広域的なイベントによる地域活性化、さらには中学・高校生などのカヌー競技の向上を図る施設として考えております。そのために多目的水面広場の規模は長さが600メートル、幅が120メートル、水深が1.5メートルを計画しているところでございます。

このようなことから、市民のスポーツ、レクリエーションや本市の経済及び地域活動の活性化という最終的

な目標を達成するために必要な現事業を、途中で中止するという事は考えられないことをごさいます、また考えていないところをごさいます。

それから、庁舎内の空気環境測定についての質問がありました。お答えいたします。

庁舎内の空気環境測定につきましては、測定場所を定め、浮遊粉じんの量、それから二酸化炭素及び一酸化炭素の含有率、温度、相対湿度などの項目について2カ月に1回、定期的を実施しております。

そこで、庁舎内の禁煙前と禁煙後の空気環境の変化についてであります、空気環境測定の項目の中で喫煙と関連があると考えられる浮遊粉じんの量、二酸化炭素及び一酸化炭素の含有率の3項目について前年同期との比較で申し上げます。

まず、禁煙にすることによって最も影響が出ると言われる浮遊粉じんの量につきましては、庁舎内禁煙後において大幅に減少した数値を示しております。二酸化炭素につきましても、庁舎内禁煙後の含有率がかなり低くなっております。一酸化炭素につきましては、禁煙前後とも含有率の数値は出ておりません。このように、庁舎内禁煙を実施したことによりまして室内の空気がきれいになり、来庁者からは大変喜ばれておりますし、職員においても衛生的な職場環境の中で仕事をすることができていると思っております。

私の方からは以上です。

地球温暖化防止に対する対応を申し上げます。

地球が温暖化すると、洪水や干ばつなどの自然災害がふえたり、海面の上昇により砂浜や低地が水没したり、気温の上昇に適応できない動植物が死滅したり、病害虫が増加するなどして穀物生産が大幅に減少して、世界的な食糧危機に陥るといった深刻な影響もあると言われております。

地球温暖化を防止するには、世界各国の協力が必要であるということから、1992年に国連の気候変動枠組み条約が採択され、同年の国連環境開発会議、いわゆる地球サミットで世界中の多くの国が署名を行い、1994年に条約は発効いたしました。これを受けて第1回目の締約国会議がドイツのベルリンで開催され、温室効果ガスの排出抑制や削減のための目標を定めることが決められました。

1997年に開催された第3回締約国会議が地球温暖化防止京都会議で、21世紀の地球の将来を決定する非常に重要な会議になりましたことは御案内かと思ます。この第3回締約国会議で京都議定書が採択されました。この中で日本の温室効果ガスの総排出量を2008年から2012年の間に、1990年のレベルから6%削減するとの目標が定められました。

この温暖化の原因は、主に人間の活動によって二酸化炭素などの温室効果ガスがふえているためと言われております。地球温暖化にとって最も大きな影響を与えていると言われていた二酸化炭素は、石油などの化石燃料を燃やすことによって大気中に放出されます。工業化社会や自動車、エアコンなどの普及、大量生産、大量消費、大量廃棄はエネルギーの消費と温室効果ガスの発生を促すとされております。

そこで、市といたしましては、市民の日常生活の中での省資源行動など家庭でできる温暖化対策として、冷房温度は28度以下に下げない、それから暖房温度は20度以上に上げないこと、必要のない電気器具のコンセントを抜いて待機電力を削減する、車のアイドリングストップを行う、車の利用を自粛するなど省エネルギーの取り組みを働きかけております。

また、市で委嘱している廃棄物減量等推進員には、地域のリーダーといたしましてコンポスターや生ごみ処理機による生ごみの減量化の普及啓蒙、そしてまた食品トレー、牛乳紙パックの店頭回収によるリサイクル推進運動の啓蒙、消費生活研究会には地球にやさしい消費活動を活動目標に買い物袋持参運動によるレジ袋の削減、再生商品の使用などに取り組んでいただいております。

さらに、子供会や小学校PTAに呼びかけまして、新聞紙、段ボールなどの古紙類や古い布などの集団資源回収を実施して資源の有効活用を推進しております。

市役所としましては、エコスタイルの取り組みとして、ノーネクタイ運動や冷房温度の設定に組み込み省エネルギー活動を推進したところをごさいます。

今後も、市民の皆さんに家庭でできる省エネルギーの取り組みを働きかけてまいりたいと考えておりますが、先般ロシアが京都議定書批准書を国連に寄託して、来年の2月に発効することになったことを受けて、政府は一昨日の30日に温室効果ガスの削減目標のあり方を抜本的に見直すとの方針を固めたとの報道がありました。今後、温室効果ガスの主要なものとなっている二酸化炭素の削減について、より細かな取り組みのあり方が示されると思われますので、今後の取り組みを検討していくことになると考えております。

また、温室効果ガスを減らすには、二酸化炭素を吸い取る場所の緑を大切にすることも必要と考えております。本市は自然環境、居住環境、歴史的・文化的環境を総合的にとらえながら「花と緑、せせらぎで彩る、環境に配慮した美しいまちづくり」を進めてまいりました。今後とも環境に配慮し、緑あふれる、活力あるまちづくりを展開してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 まず、地球温暖化防止対策についての学校の取り組みについてお答えいたします。

地球温暖化防止については、環境教育の一環として市内各校において積極的に取り組みがなされております。まず、現在の取り組みの内容の一部を紹介いたします。

ある小学校では、国語科の授業「地球環境について考えよう」の中で、地球に重大な影響を与えつつある地球温暖化の問題を取り上げました。そして、自分たちで調べたことを壁新聞の形にまとめ、二酸化炭素の増加を防ぐため自分たちに何ができるかを話し合っております。また、別の小学校では、理科の授業「物が燃えるとき」の中で、二酸化炭素の排出が地球温暖化に及ぼす影響などについて学習し、防止対策について話し合い、まずは自分たちでできることをという考えで、小まめに電気を消すことから実践しております。

中学校においては、社会科、理科の中で二酸化炭素を減らすための工夫について学習し、家庭科ではごみをふやさないこと、車の利用を考えることなどを学び、実践しているところです。このように現在、市内各小中学校において積極的な活動が行われていますので、今後につきましても授業やその他の活動の中で地球温暖化防止に対する理解が深まり、意識が高まるような取り組みが進められていくこととなります。教育委員会といたしましても、各校の学習成果の発信や学校間の交流の調整など各校の活動を支援していきたいと考えております。

続いて、環境教育について申し上げます。

環境問題は、各方面において取り組むべき重要課題であり、市内各小中学校においても環境教育として各校の特色を生かした取り組みが積極的に推進されているところです。御質問の環境教育を学習面でどのように取り組んでいるかについて三つに分けてお答えいたします。

一つ目は教科学習です。小学校の理科、社会科では、公害、リサイクル、ごみ問題、資源の有効活用などを取り上げて指導しております。また、その内容を受けて図画工作の時間にエコマイバッグづくりなどの活動も行われております。ほかにも国語科や家庭科等でも関連した単元があり、多様な学習活動が展開されており、これは中学校においても同様なことが言えます。

二つ目は総合的な学習の時間です。前述の各教科の学習成果を生かしながら、総合的な学習の時間では学年の活動テーマや個人の研究テーマに基づき、河川水質調査、水生生物の調査、酸性雨調査、松葉の汚れ調査などの活動を行っているところです。また、醍醐小学校のホタル学習など、地域の特色を生かし、地域と連携した環境教育の取り組みもなされております。

三つ目は特別活動などの時間です。

各教科や総合的な学習の時間に学んだことを実践する場面として、地域のクリーン作戦やごみ拾い活動、アルミ缶プルタブ回収、道路清掃などの活動を行っています。

これら三つの学習に共通して言えることは、児童生徒の意欲やアイデアを生かしながら主体的な学習活動になるよう配慮している点です。今後も、このような特色ある環境教育が推進されるよう教育委員会として支援していきたいと考えているところです。

次に、メディアリテラシーについて申し上げます。

テレビやインターネットなど、さまざまなメディアによって大量の情報が流通している現況は今後一層進展すると予想されます。このような社会の中で生きていく児童生徒にとって、メディアの特性を理解し、目的に合わせて選択、活用する能力、あるいは情報について批判的に吟味評価し能動的に選択できる能力、いわゆるメディアリテラシーは不可欠な能力であります。本市教育委員会といたしましては、寒河江市教育研究所の中に平成16年度より情報教育に対する研修部会を新設し、コンピューターを操作活用する能力であるコンピューターリテラシーの向上や情報モラルについて研修するなど情報教育の充実に努めております。このような活動

を受け、市内各学校では教師がメディアリテラシーの育成を重要なことと受けとめ、さまざまな活動がなされております。例えば、国語科の授業においては、新聞各社の読み比べを通して新聞記事の表現にも相違点があることを学習したり、社会科の授業において正しい情報を収集する方法について学んだり、またある小学校ではNIE実践校として全学年で新聞を活用した学習に取り組んでおります。

今後もメディアは、質・量ともに急速かつ劇的に変容していくことが予想されます。こうした急激な社会の変容に耐え得る個人の主体的な判断能力を育成する重要性を再認識し、情報教育に関する研修の充実に努めてまいります。以上です。

佐竹敬一議長 松田伸一議員。

松田伸一議員 答弁ありがとうございました。

河川敷の多目的水面広場の主体的な活動方法、利用方法などお話しいただきましたけれども、私の考えと少し違いまして、今のイベントの開催とかはどうしても行政主導のような気がしてなりません。

私、先ほど榎津議員の質問にもありましたけれども、青年会議所活動の中で一番重要視したのは民意を大切にすることです。それで、青年会議所の活動の中で一つの事業を起こす場合は、まず調査をします。そしてその中で起案をします。そして計画実施、それから振り返るということを繰り返す手法で事業を進めなさいということなんですけれども、まずその河川敷にこれからできる新しいグラウンドとか、それから水面もあるわけですが、その中で市民全体がどのような活動ができるのか、どういうふうな利用方法を期待しているのか、そういうふうなことが今まで一度も行政の方では調査とかそういうふうなものがなかったように思います。

地域の要望として出ているのは、広場としての活用と具体的な方法ではなくて、そういうふうな方法だったと思いますけれども、この前最上川ふるさと公園の中に新しくスケートボードの活動の場ができましたけれども、それなども県の方で若者たちの意見を取り入れながら、あれを計画した経緯があるように聞いておりますけれども、そういうふうなものをこれからどう進めていけるのか非常に心配であります。

国体の予選とか、そういうふうなものもジュニアクラスの実施するといいますが、国体に出場するとかそういうふうな人たちの底辺拡大につなげたいということなんでしょうけれども、そういうふうな果たして願望している生徒たちがどの程度いるのか、そんなことも考え合わせて事前に調査して、計画するのが本来の進め方だと思っています。現在、試験的に湛水される場所であれば、子供たちの遊園地としての広場としての活動なども十分考えられましょうし、河川敷特有の風対策などもこれからどういうふうになっていくのか、この前質問しましたが、風対策とか横風、果たして来るのかどうか。

それから、明治37年以降はそういうふうな河川の流れが変わっていないというお話でしたけれども、私がああ周辺の周辺を見ますと、明治30年代、今からですと大体100年ぐらいになるわけですが、100年を経過したような樹木の姿が見られない、それは何度かああの地域が冠水した証拠ではないかなと思っているんですけれども、そういうふうな事柄を考え合わせると、ああの地域にああのようなものをつくるのは非常に、自然負荷を考えない無謀な事業だかなと思っているわけです。

それで、もうあの程度できたんですから、あの程度をまたもとに戻すということは、また同じような経費がかかるわけですので、その点で現在の事業を中止して、そしてまた新しい方法を模索する方法もあるのではないかと考えておりますので、その点の考えをお伺いしたいと思います。

それから、庁舎内の空気の汚れぐあいが大幅に改善されたと言いますが、その大幅というのはどの程度の大幅なのか、例えば100あるとすれば50でも大幅だと思いますけれども、そういうふうな言葉の表現ではなくて、後からでもいいですから数字的な表を、わかれば提出していただきたいと思います。

それで、私は庁舎内のたばこの喫煙のことについて質問するのは、私自身たばこを吸わないんですけれども、今、ここの庁舎では庁舎外にたばこの喫煙所を設けているわけですが、私、常に目にするのは、1階の出入り口の方の喫煙場所ですが、そこでたばこをお吸いになっている方々が非常に気の毒に見えます。これからますます外部が寒くなっていくわけですし、急激な寒さの中で、そしてたばこを吸うことによって血管の収縮なども図られると聞いておりますけれども、そういうふうなことの病理的な弊害も起きてくる心配を私はしております。それで、できれば庁舎内に喫煙場所を設けてやるのが、ここで働く人たちの福利厚生にも大きく、公的な影響があるのではないかと考えます。

それから、あの場所は非常に人目にさらされるわけですが、人目にさらされることによって精神的な圧迫、精神衛生上も決してよい影響はないのではないかと思います。よりよい職場環境をどういうふうにするかということも、やはり喫煙する人たちの声も聞いて何とか工夫して、庁舎内で安心してたばこの吸える場所をみんなで考える必要があるのではないかと思いますので、喫煙場所の改善についてどうお考えなのか、お伺いいたし

ます。

10番の3番目ですけれども、ほかの市町村では温暖化に対して非常に敏感に反応しておりまして、寒河江では非常に出おくれぎみだなと思っているんですけれども、民間の学習、学校でも一通りの学習はやっているようですけれども、独特な学習方法などもまだまだ模索する必要があるのではないかなと思っています。

地球の温暖化の功罪を今市長さんが申されましたけれども、そのほかにもさまざまあるわけです。一番心配されているのは、微生物の異常発生とか、BSEとかそういうふうなもの、デング熱とか、微生物の種を保存するために新たな活動の場を探して人間に近いところまで細菌が侵略して、そして思わぬ病気とか、私たち人間で言えば病気になるわけですけれども、そういうふうな生活の場を微生物が求めて、すぐそこまで侵略してきているのに、私たちは全然気がついていない。それが地球温暖化という一つの大きなキーワードがあるわけです。

そういうふうなことを、私たちがもう30年も前に青年会議所では取り上げて、温暖化に対して取り組んでまいりましたけれども、全く今ごろになってそれに気づいた。私自身もそうですけれども、気づいて急いで対応を探ろうとしても、もう取り返しのつかないところまで来ていると。そんなことを考え合わせると、やはりもう少し地球温暖化ということ、私たちの生活の目に見えないところで起きている変化に対して敏感に反応する必要があると思います。それは私たち一人だけではなくて、みんながそういうふうな感覚で物事を考えないと大変なことになると。

新潟県の中越地震の水が長い間、その地域にとどまって地盤を引き下げ、重力をかけて、その弾みで地震が起きたという途方もない空想のような話ですけれども、それも一つの要因として十分考える必要があると。そんなことを考え合わせると、何の変哲もない、ただ最上川の川の水を数メートル移すだけだとおっしゃるかもしれませんが、それがこの地域で活断層が非常に危ぶまれているところで100メートル、600メートル、その中に水が入る重さが、私、計算できませんけれども、そのようなことが果たして地震を招く引き金にならないとだれが言えるのか、絶対ないと言えぬのか、そういうふうなことを考え合わせて流域の変化のことをお尋ねしたんです。

そういうふうなこと、水の重みというのはさまざま地震に関連しての説があります。黒四ダムができたときに松代の群発地震が発生しました。これも水の重みで地殻の変動を起こしたと言われています。それが果たして当たっているかどうかわかりませんが、学説としての一つの問題として提起されております。そんなことを私は心配をしているわけです。それで、その湛水池を、水をためる領域を少なくして地震の起きるチャンスを少なくするというのも私たち現在生きている人たちの役割だと私は信じておりますし、それを阻止しなければならないと思っているわけです。

4番目の学校の方の取り組みですけれども、やはり学校の方で一通りやっているということはよく理解できますけれども、学校で学ぶ人間の数と、それから社会に出てから、一応学習し終わった段階で一般市民の学習もこれからは大切になるのではないかと考えます。そんな意味で、メディアリテラシーとあわせて、成人、一般の社会人に対する啓発運動というかそういうふうなものも一つの運動として起こす必要があると思っています。そういうふうなことを考え合わせて、メディアリテラシーとそれから地球温暖化、そういうふうな面で教育委員会の考えを、社会教育面での取り組み方、それから地球温暖化に対する図書の資料の充実とか、そういうふうな面でも図る必要があると考えておりますので、その辺もあわせて、これからどのようになされるのかお伺いいたしまして第2問いたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 お答えいたします。

私は、市政執行のキャッチフレーズといえますか目安とするところに「花、緑・せせらぎ」ということを掲げておるわけございまして、それに沿ったところの市民の方々の御理解を得た運動と、あるいはまちづくりというものがここまで来たなどこのように思っております。

そういう中でせせらぎ宣言をしたり、あるいは寒河江の緑を制定してもらったりしたわけでございます。ですから、自然環境、動植物、それを大切にするという気持ちは、私はもう人後に落ちないかこのように思っておるわけございまして、また一方、寒河江市の持っているものを、資源というものをいかに生かして市民の幸せや、あるいは市の発展につなげるということを考えるということも必要だろうとこのように思っておるわけでございます。

ですから事業を推進する場合には、市民の意向を聞きながら、そしてまた行政としての、執行部としての考え方というものを十分出し合って、そしてそれを御理解を得てしてきたところございまして、最上川寒河江緑地にいたしましても、あの河川敷というものはこれまでも、市の計画がある前にも事実上使用されておったわけございまして、あれを有効に使うための市民の要望というようなものが大きく出されたわけでございます。それにふさわしいものは何かという模索した結果、現在の計画となったということでございまして、ただ単に私市長が一人で考えてここまで来たというものではございまして、資源を生かす、あるいは市民の要望にこたえる、将来のスポーツ、レクリエーションのあり方というものはどうなるべきかということを考えて現在の計画に、そして事業に当たっておるとございまして、御理解は得られておるとこのように思っております。

そしてまた、あれがあそこにあるところの最上川ふるさと総合公園とか、あるいはクア・パークと一体的なものとなって、これが相乗効果をあらわすだろうとこのように思っておりまして、スケートボードの話もございましたけれども、あれもやっぱり最上川ふるさと総合公園をあそこに、県に事業を起こしていただいた、そして私たちがあれを寒河江の財産ということで、地域のためにも市民のためにも、あるいは県民のためにも生かすということでのスケートボードも出てくるわけございまして、あらゆるスポーツ、あるいはレクリエーションの場ということ、あるいは憩いの場ということになっていくだろうとこのように思っております。

それから、喫煙の場所というような話がございましたけれども、いろいろ庁内から意見を聞いて、また課長会議等に諮りまして、ああいう対応というものでよかろうということになってきておるわけございまして、まずはこれから、もしも寒いところでたばこを吸う、あるいはほかの人目ということもなお一層配慮するということも考えないわけではございません。

それから、地球の温暖化の問題でございまして、地球規模で議論されておるわけございまして、あらゆる科学技術が発達した中で後戻りはできないような環境の中にあるかとは思いますが、そういうことでは地球そのものが壊されていくという危惧はみんな持っておるんだろうとこのように思っておりますが、これをどう戻していったらいいか、青い地球をここに戻すかというようなことは世界全員として考えなくてはならないことだろうと思っておりますし、また国民、市民一人一人の心の問題としてこれを問いかけて、これを温暖化防止につなげていかなくてはならないと思っておりまして、ですからこそ、細かいようなことございまして、それが積み重なって温暖化防止ということになるかとこのように思っておりますので、大上段にかぶってやることもありましょうし、一人一人の心、一人一人の活動の中で取り組むことによって少しでも温暖化を防ぐということも大切なことだと、このように思っておりますので、市といたしましても行政的な分

野、あるいは庁舎中での取り組みということには、いろいろ工夫と知恵を凝らしてやっているところがございます。

佐竹敬一議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 地球温暖化の問題も情報リテラシーの問題も、非常に重要な問題だというふうに思っております。

社会教育の中でも、やっぱり一般の人の意識の醸成といいますか、そういうふうなものを図っていかねばならないというふうに思っております。特に温暖化の問題に関しては、社会人と学校の生徒との格差が大分あるのではないかとこのように考えております。したがって、一般の人の醸成が非常に大切なのではないかと考えております。具体的には教育長の方からお答えいただきたいと思っております。

佐竹敬一議長 教育長。

〔大谷昭男教育長 登壇〕

大谷昭男教育長 今委員長が答えたことにすべて尽きるように思いますのでちょっと躊躇したんですが、先ほど主に学校の中ではどういう学習活動が行われているのかということでお答え申し上げました。そういう観点で学校教育の中での環境問題、地球温暖化の問題、こういったことに対する基本的なスタンスと、そしてそれをどう将来に結びつけるような配慮をしているかという観点で御説明申し上げたいというふうに思います。

環境問題にしても地球温暖化にしても非常に大きな課題であることは、先ほど市長も申し上げたとおりであります。ちょっとオーバーな言い方をすれば、人類の未来にかかわってくる重大な意味を持っているものというふうな認識は、今全世界的になされているんじゃないかなというふうに理解しております。現代文明が起こさせたものでありますし、現代文明の生活に本質的にかかわってきた問題だということでございます。

そういう問題ですが、殊小学校、中学校という発達の段階の子供たちにとっては、やはりあくまでも身の回りの事象から、しかも具体的な現象の中から、それが本質とどう因果関係でかかっているのかということ、理屈を言ってもだめですから、じゃなくてそういう体験を通して理解してもらい、そしてそれを体験的に学びながら本質と結びつけていく、そういう論理を、あるいは意識の構成を、あるいは態度の育成を図っていく。そして、さらにそれだけじゃなくて、身近な活動に結びつけていく。それが例えばプルタブの回収であったり、あるいはごみ拾いであったり、買い物袋を自分たちのものとしてつくるといふような活動であったり、それがどういふふうにかかわっていくかということは先ほど申し上げた因果関係でございます。

こういふことでなされているわけですが、そこには当然、将来社会人となっていく子供たちの社会性を育てる、そしてそれに対して主体的に立ち向かえる人間を育成しようという願いが込められております。今新たに成人も含めて、私たちも含めた一人一人がどう立ち向かっていくかということが求められている。

先ほどの、メディアリテラシーとのかかわりで非常に難しい問題ですが、さまざまな情報を私たちがどういふ目で選択し、解釈し、批判するか。これがメディアリテラシーの本質だと思います。そういう面を一人一人が持てる、それをどう大きな流れとして組織化していくか。これは学校、地域、あるいは寒河江市、あるいは県、そういった大きな広がりになっていくことが一番本質なんじゃないかなというふうに思います。あるべき姿を、私たちが寒河江市の教育も考えねばならないというふうに申し上げましたけれども、できたらそういうところの方で本質的な議論がなされればなという気を、少しロマンですので考えています。以上です。

佐竹敬一議長 松田伸一議員。

松田伸一議員 ありがとうございます。

河川敷の件では堂々めぐりのようですので、庁内の喫煙場所ですけれども、私が言うのではなくて、ここにときどき訪れる来庁者が非常に喫煙者の姿を見て感ずることが多い、同じ時間に訪れる人はいつも同じ人が吸っていると、あの人は年中たばこばかりのんでいるということにつながっているんです。そこを御理解願いたい。私はそういうふうなことを言われると非常に心外で、職員の皆さんには申しわけないと思っているんですけれども、ぜひ人目につかないところで安心して、そして吸っていただける、そういうふうな職場環境が私は必要だと思っていますので、皆さんどう考えるかわかりませんが私もそう考えておりますので、その点の御配慮をお願いしておきます。

それから、温暖化については非常に大きな問題でありますけれども、これは人類避けて通ることができない大きな関門です。

そこで、この温暖化に対する学習会が各地域で開かれております。そしてまた、地球温暖化防止推進員、市の職員たちがこぞって推進員になる市町村もあります。そういうふうな他の市町村の温暖化に対する意気込みを拝見すると、やはり寒河江市でも地球温暖化防止推進員に何人かが、市の職員とは言いませんけれども、一般市民で防止推進員になりたいというふうな機運づくりをぜひお願いしたい。

それから、メディアリテラシーは非常に難しい問題だと言われておりますけれども、難しい問題だからこそ物事を正確に判断する能力を持った人々を多く地域につくらないと、これから一つの問題を解決するにも大変ななってくる。

それから、青年会議所の話になりますけれども、青年会議所ではそういうふうな五つの段階で事業を進めてまいりました。様津君も提案しました学生による議会、子供たちによる議会、それは民意を吸い上げる一つの方法です。そういうふうなことを考え合わせ、ぜひそういうふうなことの実現方向で努力していただきたいと私もお願いしておきます。

私は、一般質問でこの席からの発言は終わるわけですが、平成3年から議員として務めてまいりました。13年間、市議会議員として務めさせていただいて、私を議場に送っていただきました方々、それに最初に私が座った席は3番でその席でしたけれども、それから現在は最後列にもうなっていましたけれども、最後列で最高齢という立場です。今期は仮の議長さんまでさせていただきまして大変感動を覚えております。それに安孫子市美夫議員の追悼の演説なども機会を与えていただいたことに感謝しております。

この13年の間、厚生常任委員長とか建設常任委員長、文教経済常任委員長など務めさせていただきました。途中で退任することになりましたけれども、議運の委員長まで任を預かったことに対して非常に感謝しております。こういうことができたのも皆さんの御支援のおかげだと思っています。特に市議会事務局の皆さん、そして各課長さん、多くの市職員と市民の皆さんの協力と御支援があったからこそ、ここに立ってこういうふうな発言ができる機会が得られたと思っています。これから少しでも寒河江市の発展につながるものと信じております。これからはこの議席からではなく新たな市政展開の道筋を切り開くように挑戦する覚悟を決めました。これからも変わらない御厚情をお願いいたします、最後の質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

遠藤聖作議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号12番について、20番遠藤聖作議員。

〔20番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 ただいまの松田議員の質問の後で大変やりにくいわけでありましてけれども、環境問題をライフワークとして活動してこられた松田議員らしい質問で、非常に識見の高い質問でありました。大変感銘をいたしております。

それでは、一般質問の最後の質問者でありますけれども、市長にとっても一般質問に対しては任期最後の答弁になるということで、ぜひ集中して答弁をいただきたいと思います。

私は、日本共産党と通告してあるテーマに関心を持っている市民を代表して、以下、佐藤市長に質問いたします。

最初に、行財政改革について伺うものであります。

今、市民を取り巻く状況は、失業やリストラ、企業倒産が人ごとではない、いつ自分に降りかかってくるかどうかという心配が日常的に起こっています。また、退職定年が非常に若齢化しているという、あるいは途中定年で、55歳ぐらいで定年で、賃下げがされて再雇用されるというような現状など、いわば過酷な現実が吹き荒れています。また、商業者、工業者にとっても、大変長く続いている不況、消費不況の影響で売り上げの減少などが続いておりまして経営環境が一段と悪化していると。

こうした中で、小泉内閣が配偶者特別控除の廃止や定率減税の廃止、あるいは高齢者の医療費の負担増、介護保険制度を見直して負担をふやす、あるいは年金の支給開始年齢を繰り下げる、またそれに課税をするなど矢継ぎ早な決定がなされておりまして、最近、今また政府税調は消費税の税率の引き上げを避けることはできないという答申を決めるなど、国民に負担と犠牲を押しつける税制改正を強行しようとしています。こうしたときだからこそ、地方自治体の役割として、政府に追随するのではなくて、一段と市民の暮らしと営業を守る防波堤になってほしいと願うものであります。つまり、現在策定中の市の行財政改革案についても、自治体まで市民に負担や犠牲を強いるような内容のものになってはならないと考えるものであります。そうした観点に立って、以下、通告した内容に従って市長に質問を行います。

第1に、行財政改革を進めるに当たっての基本的な視点をどこに置いているのかを改めて伺いたいと思います。

2点目として、行財政改革案の策定に取りかかっているわけでありましてけれども、その進め方、組織体制、どのような人員や職員で構成され、どのような手法で進められているのかを伺いたいと思います。

3点目として、その案をどの段階で市議会や市民に対して提示をするのかということでありまして。できるだけ早く案を提示して、市民の意見を集約する必要があると考えますが、あわせてその決定に至るまでの手法、9月議会でもお伺いしておりますけれども、その手法をどのようにしようとしているのか伺いたいと思います。

特に、行政のひとりよがりの決定を避けるためにも、市民がこの行財政改革に関してどのような意見を持っているか、寒河江市のホームページの活用やモニターの委嘱、あるいはアンケートの徴集などの手法を多面的に採用する考えがあるのかないのか、改めて伺いたいと思います。

次に、来年度の予算編成の基本的な方針について伺いたいと思います。

今議会でも何人かの同僚議員がこの問題を取り上げていますけれども、政府は三位一体の改革や地方分権、地方の自立などと言いながら、実際には補助金や交付税削減に大なたを振るっています。そして、一方の税財源移譲については遅々として進まず、地方自治体は交付税の激減に対して2年連続、予算すら組めない、そういう事態に直面しているのが現実であります。

今年度の寒河江市の予算も、投資的経費を大幅に削減し経常的経費を確保しましたけれども、財源確保とい

う点では今年度以上に来年度は深刻さを増すのではないかと考えています。そこで、以下、市長に伺います。

1点は、来年度予算編成についての市長の基本姿勢、考え方であります。既に事務段階ではその作業にかかっていると思いますけれども、私は市の施策や予算の中心が、市民生活や福祉が充実し、所得が少しでも向上するようなものにならなければならないと考えますけれども、市長の考え方について伺いたいと思います。

次に、市民の願いの強い要求について、市長はどのような判断基準でその採否を決めているのかを伺いたいと思います。このことに触れまして、中学校給食問題について伺います。

この問題について、私たちは十数年余にわたって当局に早期実施を求めて、ありとあらゆる角度からその必要性を指摘をし、また市民の声を届けてきたことは同僚議員も御承知のことです。昨年12月定例議会では、中学校給食をすすめる会が市民1万5,000名余の実施を願う市民の署名を添えて請願書を提出したのに対して、当局及び市長与党は愛情弁当論を論拠に反対討論までして不採択に追い込み、またことしに入って3月定例議会でも同様の請願が出されたのに対して、情勢に変化はないのに、また同じ請願を出すなどというのは議会軽視だとしてまともな議論すらなされず不採択にされたことは市民の記憶、議員の皆さんの記憶にも鮮明に残っていることであります。

このように、実施も調査もしないとかたくなに中学校給食問題に否定的な態度をとり続けてきた市長と、その与党の議員との間で、昨日の一般質問の中で既定方針の唐突な変更とも受け取れるやりとりがありました。政治はタイミングの妙だなどという発言もありましたけれども、私はそうは考えません。

それは、今月実施される市長選挙で中学校給食の可否が大きな争点として浮上してきていることと深くかかわりがあるのではないかと。そして、そのことを市長自身も与党の議員の皆さんも強く意識したからこそ、これまでの態度を一変させるような質問と答弁がなされたのではないかというふうに思います。

しかし、政治は住民こそが主人公です。市長や議員はその願うところによって行動し、実現のために誠実に対応すべきものであって、決して政治の妙だなどと言って市民の願いを政治の駆け引きや、みずからの保身のための駆け引きに利用しようとしたり、もてあそびではならないと思います。そこで、この際、市長の真意を明確に伺いたいと思います。中学校給食の実施に向けて当局のこれまでの方針を転換するという市長自身の意思があるのかどうか、答弁を願いたいと思います。

転換するというのであれば、事は簡単であります。この間の経緯を踏まえれば民意は明確であります。来年度予算に中学校給食実施に向けての調査費を計上し、直ちにその取り組みを開始すべきであると考えます。このことについての市長の見解を伺いたいと思います。

さらに、中心市街地に公衆浴場を建設する問題、このことについても多くの市民から私たちは訴えられ、ぜひ実現してほしいと言われております。このことについても、過去、議会では何人かの議員が取り上げていますけれども、遅々として進んでいないのが現実であります。このことについても、行政を担当する、市政を預かる市長の英断が必要なのではないかと思っておりますけれども、見解を伺いたいと思います。

次に、事業の取捨選択の方針について伺いたいと思います。これも3月議会、そして9月議会と連続して私は伺っています。投資的事業のあり方です。直近の9月定例議会では私の同じ問題の質問に対して市長は、行財政改革の検討委員会の中でおのずとその基準というものをつくっていかなければならない問題だと述べています。それもそのとおりだとは思いますが、市長自身がこの問題についてどういう考えでいるのか伺いたいと思います。

さらに、市民への負担転嫁を極力避けることについて伺いたいと思います。来年度予算編成に当たって、使用料や手数料、あるいは国保税、介護保険料や利用料などを見直す、あるいは引き上げる考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

最後に、深刻化している市債の償還計画について伺います。

政府の交付税削減は何としても食い止めなければならない、そういうことは言うまでもありません。そして、まだ削減額、あるいは交付税総額が決定していません。そこに自治体の長として最後の頑張り強く求めたい

と思いますけれども、当然にして今のまま行けば大幅削減は避けられない情勢であります。こうした中で累積している市債の償還は、今後長期にわたって市民の手で行われることになりまして、その絶対額を確実に徐々に減らしていく、このことが至上命題であります。その決意と方策について伺いたいと思います。以上で第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、行政改革の方からお答え申し上げます。

私は、行政というものは常に効率的でなければならないと考えており、高度化、多様化する市民ニーズに対応するため常に事務事業の見直しを行い、真に必要な事業の取捨選択を行うと同時に実施方法の効率化を図り、より少ない財源でより多くのサービス、より高いサービスを提供できるよう努めていかなければならないものであると思っております。そのために行財政改革等を進めなければならないと考えるわけでございます。加えて、これからの地方自治体は補助金や地方交付税への依存から脱却し、みずからの限られた財源の範囲内において、みずからの責任と判断による効率的な行財政運営を行うことが求められることから、財政的視点を重視して行財政改革大綱を策定していかなければならないと思っております。

さらに、地方分権の時代におきましては、これまで以上に住民と行政が一体となってまちづくりを進めていかなければならないと思っており、民間ができるということは民間に任せる、また民間で実施した方がより高いサービスを提供できると思われるものは民間にゆだねるという方針で、住民との協働というものを重視して行財政改革大綱を策定していかなければならないとこのように思っております。

それから、その進行状況でございますが、行財政改革大綱策定に当たりましては、全庁対応で事務事業の見直しと改革内容を検討する考えでございまして、6月に市長を本部長とする行財政改革推進本部のもとに、大綱の素案作成等を行う行財政改革検討委員会を設置いたしまして、さらに専門的、具体的に検討するために委員会に三つの部会を設けたところでございます。

部会は庁内全課等の主査、係長級の職員37名で構成し、検討委員会は企画調整課長、そして庶務課長、財政課長と各部会の長で構成しております。また、市長の諮問に応じて本市の行財政改革の推進に関する重要事項を調査審議する行財政改革推進委員会の設置を規定しておりまして、識見をお持ちの方々を委員に委嘱して行財政改革大綱案について調査審議していただくことになっております。

行財政改革大綱策定は、今申しあげました組織で行っておりますが、事務局体制としましては、6月に企画調整課内に行財政改革推進係を設置し、職員3名体制で大綱策定に関する事務を担当させておるところでございます。

それから、大綱策定までに至る手法、そういうことでの御質問がございました。

行財政改革大綱案については、国の三位一体の改革の工程をも踏まえ、行財政改革検討委員会及び部会において行財政改革大綱の素案を作成し、それを行財政改革推進委員会に諮問いたしまして調査審議していただく考えでおります。そして、行財政改革推進委員会からの答申をいただき、行財政改革推進本部の開催、議会全員協議会での説明、議会に対する行政報告という予定を考えております。

市民や議会の意見との御質問でございますけれども、現在第5次振興計画についても策定作業を進めており、その基本構想策定のためのまちづくり各層座談会等を開催する予定でございますので、その中での行財政改革についても御意見を聞いてまいりたいとこのように思っております。

また、市報と市のホームページを活用するなど随時情報提供に努める考えでございまして、各種団体の会合においても機会あるごとに行政改革の一端を述べ、御意見、御要望を聞いてまいりたいと考えておるところでございます。そしてまた現在も聞いております。さらに、行財政改革推進委員会について、構成メンバーや定数についての見直しも行ってはどうかなとも考えておるところでございまして、推進委員会において市民の広範な御意見を踏まえた活発な議論がなされるものと期待しておるところでございます。

それから、議会の御意見につきましても、これまで同様議会から行財政改革推進委員を選出していただきたいと思っておりますけれども、議会の御意見が行財政改革大綱に十分反映されるように、議会の中でも行財政改革を検討する場を設けるなどをしていただければ、議会と一体となって行財政改革を進められるものと考え

ております。このようなことから、市民、そして議会の御意見を踏まえ、御理解をいただきながら行財政改革大綱というものを策定するというところでございます。

また、モニターとかアンケートでございますけれども、これも審議会あたりの意見というものを聞きながら検討してまいりたいとこのように思っております。

次に、予算編成に絡んでの御質問が何点ございました。

現在、日本の経済、ようやく明るい兆しが見えてきたものの、依然として税収が減少したままでございまして、加えてふえ続けるところの社会保障費などによりまして、国・地方とも非常に厳しい財政運営を強いられている状況にあるところでございます。

特に、地方においては大きな財源でありますところの地方交付税が行政のスリム化の名のもと大きく削減されており、また国の景気浮揚策に合わせ各自治体において実施してきた社会資本整備に伴う公債費の増により一段と厳しさを増してきております。本市における状況も例外ではなく、平成16年度においても厳しい予算編成を余儀なくされたところでございます。

こうした中での平成17年度予算の編成ということになるわけでございますが、まず縮小する財源に合わせた厳しい予算ということにならざるを得ないと思っておりますが、厳しいからといって何でもかんでも削減一辺倒の予算を組むのもいかがかなとも思っているところであります。これまで厳しい中でも、将来を見きわめながらチャンスとタイミングを見計らい、また市民ニーズや時代のニーズをつかみながら、めり張りのきいた財源配分を行いまして、市民に夢と希望を与えられるもの、そしてまた町の活力が感じられるものとしてきたところでございます。

予算編成に当たりましては、現状を認識することは特に重要なことだと考えております。本市の現状を見るに、厳しい経済情勢の中で民間企業の経営も一部を除き、全般的に苦しくなっているのではないかなと考えております。このようなことを踏まえれば、予算編成に当たりましては、商工業などの地元企業の育成につながる施策や、あるいは農業の振興につながるものなどこういうものを実施いたしまして、市民が豊かさを享受できるような手だてを講じていく必要があるのではないかと考えておりますし、厳しい財政の中でどれだけの財源を振り向けられるかわかりませんが、少ない財源の中で少しでもそういった方向に有効に生かしていけたらなとこのように思っております。

それから、市民からの要望に対しましては、私はいろいろな会合等に出席して、市民の方々とお会いしまして直接お話をする機会がございます。そんな折、いろいろな要望なり願いをお聞きするわけでございますが、できるだけこたえるように努めてきたものでございます。しかし、現実的にはすべてをかなえるということとはできないわけで、必要性や有効性、緊急性など、また町の活性化や市民福祉の向上につながるものなども考慮に入れながら判断しているところでございます。こうしたことから、今回の補正予算にも計上しているところでありますが、市民生活に身近な側溝や用悪水路の整備、それに市道の舗装などに対しましても、2,000万円を追加補正したところでございます。

中学校給食についてのお尋ねもございましたけれども、先日答弁申しあげたところでございます。

それから、事業の取捨選択についてでございますが、予算の執行に当たりましては、最小の経費で最大の効果を上げることが基本でございます。御案内のとおり、三位一体の改革により財政状況は今後一層厳しさが増すと予想されることから、実施する事業につきましては、これまで以上に厳選して取り組まなければならないとこのように思っております。限られた財源を有効に、そして効果的に活用していくことが大切ではなかろうかなと思っております。効果ということを考えれば、市民サービスにつながるもの、あるいは市の発展、そして市の活性化につながるものを基本としていかなければならないと思っております。

そういう意味で、事業の選択については、基本的には総合的な視点からの事業の必要性、特に将来のあるべき都市像をにらんでの事業、あるいは今を逃しては実施が困難になる事業、こういったことを考慮に入れて選択していかなければならないとこのように思っております。現今の厳しい現状をかんがみれば、今後はさらに

精査に精査を重ねて事業を選択していかなければならないと思っております。このような考えはソフト事業、ハード事業を問わないものでございますが、特に投資的事業につきましては、既に着手している事業はその必要性から実施しているものでございまして、完成を待つ市民の期待にこたえるためにも、引き続き実施していかなければならないと思っております。

新規事業につきましては、極力抑制しなければなりません、そうした中におきましても、先ほど申しあげましたが、町の活性化を図る観点から、また市民のニーズにこたえる上からも事業の優先度を決めて、また緊急度も考慮に入れながら対応してまいりたいと思っております。

それから、駅前の温泉の質問がございましたが、これは御案内のように、区画整理事業の中で一私企業としてやられておったものでございますが、この方が温泉権を放棄して別なところに仮換地されたわけでございまして、そしてその方は今後温泉を建設し、運営する考えは全然持っておりません。このことにつきましては何回もここで申しあげたとおりでございます。

そのことから、じゃあだれがそれを建設し、だれが運営するというようなことにつきましては、駅前の方々、商店街の方々がいろいろ今御腐心をしながら検討を重ねておるわけでございますので、それを動向を見ながら市としてやるべきところは市として考えていくということでございます。

それから、使用料などの引き上げについてでございますが、施設の使用料や戸籍抄本などの手数料につきましては、その額については市の条例で定めているものでございますが、設定当時のままのものや情勢の変化によって改定しているものなどさまざまでございます。受益と負担の原則をもとに、設定当時においてそれぞれ額を定めたものでありますが、今後においてはよその状況なども勘案して、全般的な見直しについても視野に入れていく必要があると思っております。

国民健康保険税につきましては、平成16年度において保険税率の改定を見込んで予算を編成したところでありますが、平成15年度の決算見込みで基金の急激な減少は回避される見通しとなったことから、医療分については基金対応とすることとし、改定を平成17年度に見送った経緯がございます。

それから、介護保険でございますけれども、平成12年度からスタートしたわけでございます。保険料の見直しは3年ごとに実施されることになっておりまして、平成15年度において介護認定者の増加や介護給付費の増加が見込まれたこと、また介護保険給付費準備基金の積立額などを考慮しまして約13%引き上げたところでございます。次の改定時期は平成18年度となりますが、近年の認定者や給付額の増加や制度の見直しなどにより、平成18年度での引き上げは避けられないものと考えております。

それから、利用料になりますが、負担割合が制度的に決められておるものでございます。国民健康保険については平成14年10月に改定されましたが、3歳未満は2割、3歳から70歳未満までは3割、70歳以上は1割負担となっており、介護保険の利用料については利用者の1割負担となっておりますが、なお介護保険制度につきましては、現在、国で大幅な見直しを検討しており、どのような改定になるのかは現段階では不明確でございます。御案内かと思えます。

それから、市債の償還計画についてでございますが、市民の要求や願いをかなえるとともに、快適な都市空間の形成や町の活性化を図るために、これまで市民生活に身近な側溝整備や道路の舗装を初め、これからの50年、100年を見据えたところの駅前中心市街地整備事業など多くの事業を実施してきたところであります。御案内かと思えます。こうした社会資本整備につきましては、負担は建設年度だけが負うべきものではなく、後世においても利用されることから、市債を活用するなど負担の平準化を図ってきたところでございます。

また、御案内かと思えますが、市債の中には減税補てん債や、それから臨時財政対策債などのように国の施策によって借り入れするものもありまして、これらは後年度において元利償還金が交付税措置されるものでございます。

また、公営企業会計、いわゆる水道事業とか、あるいは病院事業などの企業会計や公共下水道などの特別会計でございますが、これら公営企業会計に係るところの市債につきましては、基本的には使用料や保険料で償還さ

れるものでございまして、税金をもとに償還しなければならないものとしましては、普通会計、本市では一般会計と駅前中心市街地整備事業特別会計を合わせたものでございます。平成15年度末のこれらの残高は約 250億円となっております。これらの償還につきましては、借入時の償還期間や借入利率などによって年度ごとに償還額が定められており、それに基づいて償還しているものでございます。残高を減らすには繰上償還の実施と新たな借り入れを償還元金以下にすることに尽きると思います。

繰上償還につきましては、政府資金は保証料が必要で現実的でないことから縁故債について行うこととなりますが、これまで積極的に償還に努めてきておりまして、平成4年度からの償還総額は35億円に上ります。その結果、現在残っているのは3%台以下のものだけとなっております。繰上償還するには、その残高と財源が一致しなければなりません。できる限り償還に努めてまいりたいと思っております。

また、新たな借入額につきましては、9月議会におきましても答弁申し上げておりますが、平成16年度予算で投資事業を厳選した結果、元金償還額を5億円余り下回っており、その分、残高が減っていくものでございます。今申しあげましたように、今後とも引き続き事業を厳選し、残高の増嵩を避けたいと考えておるところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 十分な答弁がなかったものもあたりして、答えにくいのかなというふうに思ったりしますけれども、やっぱり質問には誠実に答えていただきたいと。特に通告の中でも、市民の願いの強い要求について市長の判断基準を伺うというふうに通告もしてありまして、当然のごとく市長の視野の中に入っている問題ではないかというふうに思いますので、2問ではきちっとお答えをいただきたいと。

行財政改革については、何度も何度も言っていますので言い飽きた面もありますけれども、やっぱり広く市民の声を聞く。市長は階層別の座談会をするとか、いろんなことを言いますけれども、具体的な内容を教えてほしいと質問では言っているわけで、どのような形で今進めているのか、そしてやろうとしているのか、その全体像がいまひとつ見えてこないんですね。それをこれからの進め方も含めてお答えいただきたいということでありませう。

特に、自立の道といいますが、自治体の自主的な経営、進め方というふうな観点で行政運営をやっている自治体がふえてきておりますので、そこでいわゆる行財政改革の取り組みは極めてユニークなものがたくさん出ています。これは全国の自治体のホームページで見るとわかりますけれども、9月議会でも紹介しましたけれども、名古屋市の例とか、非常に市民に開かれた行財政改革の案づくりをやっています。これは行政マンの専売特許ではないということなんですね。そういう意味では率直に、どこをどうしていったらいいんだろうということをも市民に問いかける、そういうところから始めてもいいのではないかとというふうに私は考えて9月の議会では提案をしたわけですが、一向にそのことについての反応がないので改めて伺いをしたい。

時として行政は、ひとりよがりになりがちなもの、そこをチェックするのが市民の役割、あるいは議会の役割でありまして、そういう点でも、より初期の段階から市民に開いていく、あるいは議会に情報を開示していくと、進行状況を開示するというような取り組みが必要なんだということを言いたいわけですが、ぜひそのところを御理解いただきたいと。

次に、予算の問題ですけれども、確かに私も言いましたし、市長も言っているように、大変な時代に入ってきておまして、どこの自治体も同じような状況にありますけれども、特に市長就任から、寒河江の場合、昭和60年ですけれども、起債の残高が50億ちょっとだったんですね。当時の一般会計の予算が70億だったのかなというふうに思いますけれども、起債残高が一般会計の決算額よりも少ないと、そういう時代が何年か市長就任後続きました。

ところが、今では年々上昇して倍以上になっています。その額も途方もない、さっき市長言いましたけれども、金額になっておまして、企業会計も合わせますと400幾ら、さっき川越君言いましたけれども、市民1人当たり100万円前後の借金額になっている。これはやっぱり、金利関係除いても、投資的な事業がかなりの部分を占めているというふうに、石川議員の質問に市長が答弁しましたように、川越君の質問かな、議員の質問にも答えたと思うんですけども、さまざまな事業をこの間やってきました。その結果の累積した借金だというふうに私は思いますけれども、これは一朝一夕に返せないですね。

ですから、9月でも3月でも提案しましたように、新たな借金を返す借金よりも少なくすることを一つの基準にするというぐらいの毅然たる決意がないと減りませんね、これは。それで、ことしはやったというふうに市長は言いますが、これは当分の間の一つの方針とする必要があると思います。非常に市民も行政もつらい時代に入るとは思いますけれども、そういう決意を持って臨むという姿勢を打ち出す必要があるのではないかとこのように思います。

事業の取舍選択の問題でも、やっぱりこれはどうしても抽象的な言い方になるのかなというふうに思いますけ

れども、ちょっと気になったのは、今を除いてはできない事業もあると、だからやるというふうな発言もありました。これは今を除いてはできないというのは多分補助事業ではないかというふうに思います。補助金がつくからやると。そういう考え方でこの間やってきたのが、いわゆる公共事業の全面受け入れとかそういうのにつながっていき発想になっているわけで、そこはぜひ改めてほしいというふうに思います。特に最上川緑地整備は半額を国土交通省が負担するという事業でありまして、こんなおいしい話はないというふうに飛びついたのではないかなというふうに思いますけれども、その結果、さまざまな形で予算額を膨らませて、事業枠を膨らませて、いわば国土交通省のおめがねにかなった事業として、一種の浪費型の事業になっていったのではないかと。本来寒河江市が単独で計画した場合はあんなふうにはならないですね。そういう意味では、今やらなければならない事業、いわゆる補助事業に飛びつく政治スタイル、政治手法はもう時代おくれだというふうに私は思っています。ぜひそういう点ではそここのところを考え方を改めていただきたいと。むしろ松田伸一議員が言いましたように、市民の声を聞いて判断をする、そういうふうに姿勢を改める必要がある。

このことについては、全国の地方自治体の県レベルでも町村レベルでも既に取り組みられていますけれども、国の補助基準に合致すると非常にふくあいな大きい広い道路とか、幅員の大きい道路をつくらなければいけないとかさまざまな制約があって、それに伴って地元負担も膨大になっていくということで、地方に任せてくれと、これがいわゆる三位一体改革の中の権限移譲の中心的部分なんですね。補助金なんか要らないと。それに見合う金を交付してくれれば自分たちで必要な幅員の道路、必要な農道などをつくるんだというのがこの三位一体の核心なんですね、地方自治体側の。ですから、補助金があるからやるとかという発想はもう時代おくれなんだということを実感していただきたいなというふうに思います。

それから、市民の願いの強いもの、給食、あるいは公衆浴場でありますけれども、いや、給食をやってくれるならば、それは大変大歓迎で、私も諸手を挙げて賛成なんですけれども、どうも選挙に引っかけた節があると。市長はそんなことないよというふうに言うかもしれないけれども、まだ言っていないので、それぜひ、市長はこれまでいろんな機会をとらえて教育委員会の主張とほぼ同じ主張をしてきました。昨年12月でも同じようなことを、いわゆる弁当、中学校の現行給食、いわゆるミルク給食は変えないと市長自身の口からはっきりと答弁をしています。それから3月議会にも同じようなことがあったわけですが、ほとんど時間がたっていない。しかも、環境の変化、あるいは教育状況の変化などというのも昨年12月やことしの3月から大きな変化は何もないのではないかとこのように思っています。（「そのとおりだ」の声あり）

ですから、昨年12月にいろんな角度から議論しましたように、いわゆる弁当論者の中心的な論拠は、いわゆる教育状況の変化、環境の変化にもかかわらず弁当が一番いいんだと、給食なんかは必要ないんだというふうなのが主張の核心だったわけでありまして。それに市長は同調して、そのとおりだというふうな答弁をしています。今回、非常に唐突に検討しましょうと、教育委員会にそのことをお願いするというふうな発言をするようになった動機、あるいはいきさつが触れられていないので、市民の目から見れば非常に唐突な感じがするし、わけがわからないですね。政治家としての節操を疑うようなことも考えられます。そういう意味では、ぜひそこら辺のいきさつを明らかにしていただきたい。

ちなみに、もうこれは風聞で聞いているんですけども、市内の何カ所かで御婦人方との会合の中で市長は、住民の方から給食に市長が反対しているから給食はならないんだというふうに聞いているが本当かというふうに聞かれて、大筋の話の中身ですけども、教育委員会の答申を受けてただしゃべっているだけで反対はしていないというような趣旨の話をしているというふうに伺いました。これは市長選挙に向けてのいろんな取り組みの中での一コマだったらしいんですけども、それは事実かどうかお伺いをしたい。

次に、駅前に公衆浴場の設置というのは、なか湯がなくなったために公衆浴場が必要なのだということなんで

すね。これはあの近辺の高齢者の方々が、なか湯に依存して暮らしをしてきた方が非常に多いのです。沸かし湯の内風呂がある家庭でも、温泉ですので温泉の効用に期待をして愛好していた方々がおられます。そういう意味では中心市街地の活性化の起爆剤の一つにあの浴場がなり得る、そういう戦略的な位置づけを行政としてやるべきでないかということを考えているわけです。

駅前開発に 147億円投じたわけで、公衆浴場の一つぐらい公設民営で設置するなどということは極めて簡単なことでないかと、あんまりいきさつごちゃごちゃ考えないで、私が市長だったら大英断下してやりますけれどもね。そういうことなので、民間でやっていたから、また民間でやらなければいけないなどという論理に、いつまでもこだわって物事が進まないのではないかというふうに思います。大変担当者は苦労しているようでもありますけれども、ぜひそういう方向に一歩行政がイニシアチブをとって踏み出すということが、あの問題では必要なのではないかというふうに思っておりますので、このことについても市長の考え方を伺って第2問とします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 行政改革でございますが、これまでもそうですけれども、今ほど行財政改革というのが求められている時代はないかなと思っております。

昨日も答弁申しあげましたけれども、地方分権時代の中で地方自治体は自立の道をとということを通り抜け、そしてまた求めていかななくてはならないものでございますし、特にまた、国・地方を通じての税財源の改革、いわゆる三位一体という中でより以上、地方自治体の自立を促進していかななくてはならないということならば、やはり自分の足で立つということならば、それは自分の収入といいますが、財源というものもふやしていかななくてはなりませんし、そしてまたやりくりをすると、一般家庭で言えばやりくりをして、どのようにしてやっていくかということが必要なわけございまして、そういう意味では市民の声も聞き、あるいは市民の御理解もちょうだいするということが必要だなとこのように思っております。

そしてまた、行政だけじゃなくて、いわゆる民間の部門もこれも考え合わせなくてはならないとこのように思っております。お互い両立しながら、そして寒河江の発展なり、より市民の所得向上という方に向けていかななくてはならないというような大きな視点での行財政改革だろうと思っておるわけでございます。

それで、私はあらゆる会合に出ましたし、あらゆる団体との接触というものもやっておるわけございまして、そういう中でこの行財政改革の必要性なり、あるいはそのためにこちらからの情報なども開示しながら、提示しながらお話を、意見を聞いておるところでございます。

それから、予算の関係でございますけれども、起債残高がふえておるのじゃないかなと、1人当たり何万というようなことのお話でございますけれども、1問でも答弁申しあげましたように、本来は使用料とか手数料で賄うべきところの企業会計も含めて皆十把一からげに話されては、これも議論されては困る話でございますし、あるいはまた国の施策としてやられたということ、これも一からげにしてこういう理論の展開をなされるということも、不確定な、あるいは間違ったところの情報を市民に提供するというのもいかなものかなとこのように思っておるわけでございます。

そしてまた、こういう起債というものは、御案内のように生きているところの資産に変わるわけございまして、そしてそれが税収入の増につながっていきます。市民の幸せ、そして所得の増というものにつながっていくわけでございます。ですから、起債の使い方というものにつきましては、これまでも十分心して事業を選択してきたところでございまして、ただ多いからとか、数の問題ではないと。いろいろここまで寒河江が人口も伸び、そしてまた雇用の増大も図られてきたというのも、こういうものを生かしてきたからこそあるんだということ、十分御理解いただかなければならないとこのように思っております。

それから、ただ国の補助事業があったから飛びついたのではないかなというような話でございますけれども、私はそういうことはこれまでやってきたときはございません。寒河江市に合致したのも、寒河江の町の将来に生きたものを、これが補助事業のメニューとしてあるならばそれを使ったということだけでございまして、国からどうのこうの言われたから、あるいは先ほどの議員のおっしゃるように国の、何ですか、人気とりのためにというようなことでは毛頭ございませんから、それはとんでもない言いがかりというものだろうと思っております。そういう考え方で事業を執行した、あるいは事業を採択したというものではございませんから、その辺を御理解願いたいと思っております。

それから、やっぱりチャンスとか、それからグッドタイミングと、これはあるかと思えます。こういう時期に来ているからこういうことを考えた方がいいかなと。これは後ろ向きじゃなくて、5年先、あるいは10年先のことを見て、あるいは100年先を見て考えるということ、そしていつやるべきかというようなことをやらなくては

ならないというのが政治だろうと思っております。ただ補助金が欲しくて、補助金があったからそいつを使ったんじゃないかというようなことは毛頭ございませんので、それは議員のひとりよがりの私に対するところの御意見だろうとこのように思っております。税収入を伸ばすというようなことを考えるならば、あるいは今言ったように将来のことを考えるならば、やるべきことはやる、やったということでございまして、それが寒河江の発展につながっておるといことだろうと思っております。

それから、給食の話も再度出ましたけれども、教育委員会の所掌でございますし、そして12年前、2年半もかかって市民の代表者の方々がいる議論を出して、そしてまた教育委員会が決定したことでございますから、それは尊重しなくてはならないということはずうっと私は思ってきたところでございます。それでこういう問題につきましては、さらに広い、教育全体とか、広い範囲で議論すべきことだなどこのように思いましたので、そういう審議会といいますか調査委員会というものを設置してはいかがかなということを教育委員会に要請しておるところでございます。

それから、なか湯の問題でございますけれども、第1問で答弁したとおりでございまして、あったものがなくなるということにつきましては、あるいはこれは皆さんそれぞれそういう、何ていいますか、考えをお持ちになるわけでございますけれども、今後これをどのようにしていくかというようなことは、これまた地域の、駅前中心市街地の活性化の中にどう生かしていくか、あるいはだれがそれをやるかとかというようなことは大切な問題でございまして、それだけでなく今は事業を起こすというようなことは非常に難しい時代であるということ、ですから真剣に議論しておるわけでございます、駅前の方々と一緒に私もこれまでも骨を削って検討してきたところでございます。これからもその気持ちには変わりはないし、努力はするつもりであります。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 ああ言えばこう言うのかみ合わない議論にどうしてもなってしまうんですけども、行政改革について、市長がいろんな団体や人と会って話を聞いているということを私は聞いているんじゃないくて、寒河江市の組織体として、いわゆる公開できる情報としてどういうふうに市民の声を吸い上げるのかということを知っているんですね。市長は、大変あちこち出入りしてできるんでしょうけれども、やっぱりそういうものではないんですね。

市長がかわっても行財政改革は進めなければいけないし、一つの市としての方針を決める際は、もう少し広範囲な市民の声が吸収されて、そしていわゆる磐石な行革方針を持たなければいけないということからの質問をしているわけでありまして、どうもそのところがかみ合わないわけですけども、そしてその会合等については全部公表していくとか、聴取した内容については公表していくとか、ホームページに掲載するとかそういうふうにして共有財産にしながら物事を進めるということがなければならぬのではないかとこのように私を主張しているわけでありまして。

予算についても、何カ月か何日かかるかわかりませんが、ごろっと変わった市長の態度について伺っているわけで、12年前の話を聞いているんでないんです。昨年12月に市長はこういう答弁をしています。佐藤暘子議員の市長に対する質問に対して市長自身の答弁は、何だかんだ言いながら家庭の役割の大切さ、将来にわたっての生きる力をはぐくむ等々言いながら、そのことを改めて認識し直して、中学校給食については現行方式と考えるものでございます。前回の答申から10年ほどたった今日、現行方式だからこそできるさまざまな役割や機能は、むしろ以前にも増してより重要となっていると考えておりますと、これ市長の答弁なんですよ。教育委員長の答弁ではないんです。

こういう答弁をつい最近までしていた市長が、この前の答弁では、12年前と情勢が違ったと、12年前にさかのぼって時代を逆行してあのような答弁をしているわけですから二枚舌と言われても仕方がないんじゃないですか。無節操、政治家としての信念のなさ、これはやっぱりだれが見てもそうですよ。いや、やってくれるならいいんです。ところが、そうではなくて、今度は教育委員会に責任を押しつけて、教育委員会に検討してもらいたいなどというふうに、教育委員会も大変だと思うんですけども、教育委員長はさすがに信念があって見解は変わらないということをきのう確認したんですけども、そういうふうに言っていましたので、これどうなのか、単なる選挙のためのいわばニュースづくり、あるいは争点そらしなのかなというふうに私は思っています。

この問題については、そのほかの問題もそうですけれども、一切合財が一つの争点として市民に問われる、そういうことだと私は思っています。その場しのぎのことでなくて、きちっとみずからの20年の政治の総括も含めまして、あるいは私たち自身が提案している、あるいは提起している問題も含めまして一切合財をさらけて市民の中に問いかける、こういう作業がこれからなされなければならないだろうというふうに思っていますので、これ以上言ってもしょうがないので質問は終わります。

平成16年12月第4回定例会

散 会 午後3時12分

佐竹敬一議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでございました。